

衆議院 厚生委員會議録 第四号

平成五年二月二十四日(水曜日)

午前九時三十四分開議

出席委員

委員長 浦野 休興君

理事 栗屋 敏信君

理事 平田辰一郎君

理事 山口 俊一君

理事 池端 清一君

理事 甘利 明君

理事 岩屋 毅君

理事 小沢 辰男君

理事 加藤 卓二君

理事 坂井 隆憲君

理事 鈴木 俊一君

理事 近岡理一郎君

理事 畑 英次郎君

理事 伊東 秀子君

理事 加藤 繁秋君

理事 菅 直人君

理事 五島 正規君

理事 土肥 隆一君

理事 細川 律夫君

理事 草川 昭三君

理事 児玉 健次君

理事 厚生 大臣 丹羽 雄哉君

理事 出席政府委員

厚生大臣官房総務審議官 瀨田 公和君

厚生省年金局長 山口 剛彦君

社会保険庁次長 奥村 明雄君

社会保険庁運営部長 佐藤 隆三君

委員外の出席者

大蔵省主計局長 五味 廣文君

農林水産省構造改善課長 六車 守君

運輸省鉄道局国指導課長 鶴野 泰孝君

労働省職業安定局高齢・障害者対策部企画課長 北浦 正行君

自治省行政局公務員部福利課長 川村 仁弘君

参考人 (日本国有鉄道清算事業団理事) 石月 昭二君

参考人 (日本国有鉄道清算事業団理事) 杉田 昌久君

参考人 (日本国有鉄道清算事業団理事) 下村 徹嗣君

参考人 (日本国有鉄道清算事業団理事) 高峯 一世君

厚生委員会調査室長

委員の異動

二月二十四日

辞任 大石 正光君

辞任 官路 和明君

同日 沖田 正人君

同日 五島 正規君

同日 小坂 憲次君

補欠選任 小坂 憲次君

補欠選任 坂本 剛二君

同日 細川 律夫君

同日 岡崎 宏美君

同日 小坂 憲次君

同日 大石 正光君

坂本 剛二君 官路 和明君  
岡崎 宏美君 五島 正規君  
細川 律夫君 沖田 正人君

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

○浦野委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本国有鉄道清算事業団理事石月昭二君、日本国有鉄道清算事業団理事杉田昌久君及び日本国有鉄道清算事業団共済事務局長下村徹嗣君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○浦野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

参考人の皆様方には御苦勞さまでございます。

○浦野委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川俣健二郎君。

○川俣委員 これから審議しようとしている被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置

法、これは、ここにおられる皆さんほとんど御存じですが、平成元年に制度化されたわけですが。当時私は社会保障制度審議会の委員、制度審ですね、あるいは社保審と言いますが、この委員の一人として、また国会においては社会労働委員会の委員として、この法案の審議に深くかかわってまいりました。

平成元年十一月二十一日の社労委員会の議事録がここにあるわけですが、その際に私が質問者に立ってこの制度ができたわけです。ちょうど丹羽大臣が委員長であり、当時の大臣はここにおられる戸井田先生でございます。大蔵、運輸担当官はもちろんです、その当時、参考人は杉浦理事長などが見えて、みんなでわんざわんざやりました。

ただ、この国鉄の分割・民営を特別委員会、横の方の委員会でやっておったわけですが、民営化を急ぐ余り、この組合員の年金が置いてきばり食った。年金問題は棚上げでは済まされないうわけですから、後で何とかなるだろうというので置いてきばりを食った。このしりぬぐいがこの制度間調整なのかな、こうも思いながら今改めて自分の議事録を読んでおるのでございます。しかし、現在の組合員、OBの皆さん方の生活の糧になる年金を何とかしなければならぬという私たちの意識も働いて、国会において鋭意これが審議された。しかし大きく修正も行われた。その過程もつばさに私は見てまいりましたのでございます。

そこで、この法制定の際の国会の議論、修正の過程をも踏まえて、今回の見直しについて、制度の骨格となる主要事項について確かめてまいりたいな、こう思っております。どこが見直されたのか、何で今見直し法案が出てきたのか、必要なのか、これがなくてもいいのかな、こういうような感じもしないわけではございません。

そこで、前回の国会修正によって、制度間調整事業については平成四年度中に見直しを行うことが規定されておる。これは制度の分立している被用者年金制度について、JRの現役とOBの比率である成熟度の相違を調整するという制度を初めて導入するものであるために、成熟度は大変な、さつき資料を担当者にもらったのでございませうが、成熟度は国公共済に入った五十九年度は一七・八%、一人で一人ちよつとということだ。ところが、今三三・七、一人で二・三人強、こういう成熟度になったという資料を今もらったのでございませうが、それで、三年間の実績を踏まえて見直すべきであるという考えから設けられたものであります。

その修正の趣旨、見直しに当たって、労使、学識経験者から成る検討の場を設けるべきだと委員会の附帯決議を付した。今回の見直し法案を審議するに当たって、どのように行ったのか、その内容とか結果、特に今の国会にからないと四月一日からの見直し法案が制度化されないということから、どきどき紛れに昨年の暮れに見直しを始めたとするのは、やる気があつたのかどうか、こういう感もいわけではないので、その辺を篤とまづ御説明願いたいと思ひます。

○山口(剛)政府委員 たいま先生からるる制度制定時の経緯も含めまして御説明がございましたけれども、この制度間調整事業は、公的年金制度一元化の完了までの間の当面の措置として、被用者年金制度間の費用負担の調整措置を講ずるといふことで元年に創設をされまして、平成二年からその事業が開始をされているところでございませう。

先生御指摘がございましたように、法制定時に国会修正がなされまして、平成二年度から四年度までの間、日本鉄道共済組合に対する交付金について上限を設ける特例減額措置が導入されております。それと同時に、この四年度までの間に公的年金制度の一元化を展望しながらその運営状況等を勘案をして見直しをせよ、こういう御要請でございませう。

ございました。そしてまた、この見直しに当たりましては、これも御指摘がございましたように、被保険者、事業主、学識経験者から成る検討の場を設けるようにという附帯決議もございましたので、こういう経緯を踏まえて、政府におきましても、被用者年金制度間調整事業に関する懇談会を設けまして御検討をいただきました。

検討の内容でございませうが、まず制度間調整事業のこれまでの実績、これを踏まえた特例減額措置のあり方、そういった点について御議論をいただきました結果、日本鉄道共済組合に対する特例措置については、これは減額をしつつ継続をするということが適当ではないか、また、この制度間調整事業そのものの基本的な枠組みというものは、当面維持をさせていただいていいのではないかと御指摘をいただきました。

この御検討の趣旨に沿ひまして、今回お諮りをしております改正案は、二年度から四年度までの間の特例措置でありましたこの特例減額措置を当分の間継続をするという趣旨のものでございませう。また、現在の制度が、今申し上げましたように平成二年度から四年度までの措置ということでございますので、この特例措置はこの三月三十一日で切れることになりませう。したがって、何日手当てをいたしませんと、この国会修正で導入されました特例減額措置が外れまして、本則の規定に戻るといふことになりませう。

そういったしますと、国鉄共済組合に対する交付金についての上限がなくなるといふことでございませうので、国鉄共済組合に対する交付金が相当程度多くなる、歯どめがなくなるといふことでございませうので、これはまた関係者の合意の上になり立っているこの制度の基本にかかわる大きな問題が生じてくるのではないかといふふうに私どもは考えております。

そういうことでございませうので、この三月三十一日までの間に御議論をいただきまして、五年、六年と続く期間につきましても、この特例減額措置を続けるという基本的な枠組みをせひとも維持

させていただきますようにお願いを申し上げます。さしていただきます。○川俣委員 その懇談会というのはいつやったのですか。

○山口(剛)政府委員 平成四年五月八日の関係閣僚懇談会で設置を決めまして、六月から数回御議論をいただきました。十一月三十日に先ほど申し上げましたような趣旨の御報告をいただきました。それを受けて政府としての基本方針を十二月十五日に決定をいたしまして、それに基づきまして平成五年度の予算案を編成させていただきましたという経緯でございませう。

○川俣委員 五月から十一月三十日まで何回ですか。

○山口(剛)政府委員 八回御審議をいただきました。

○川俣委員 これは修正なりそれに基づく附帯決議で、ここにその当時の理事方もおられるのですが、これはなせ見直しをするか。検討せよというの、一元化を目している当分の間の調整ですか。したがって、一元化ということになると、単にJR年金を対象にするだけじゃないのは当然ですね、哲学が要るわけですから。したがって、むしろあの覚書なり修正の内容に言つて語るところは早急に真剣にやれということだったと思うのですが、平成五年四月一日からのためのちよつとどさくさの検討のように感じたのだけれども、違いますか。

○山口(剛)政府委員 先ほど申し上げましたように、各界の学識経験者にお集まりをいただきました。本場に精力的に御議論をいただいたわけですが、先生御指摘がございましたように、国会の修正におきまして、三年間の運用の状況ともども、一元化を展望しながら見直しを行えという御要請でございませう。この懇談会でもそういう観点から大変な御議論がございました。

ただ、一元化の問題につきましても、いろいろな御議論がございましたけれども、まだその一元化の具体的な方向というのを出てきていない。それ

からまた、これは関係者が、それぞれ経緯、いきさつ等がございませうので、厚生年金なり共済組合なりそれぞれの保険集団がこの一元化という問題についてどう考えるかという点について、現在必ずしも集約できるような方向が見えていないじゃないかと。この一元化の問題について、先生御指摘をいただきましたように、平成七年を目途にしてのならばもっと精力的に議論をし、その前提としてまず各制度でこの一元化問題をどうするのかということ議論の上で、政府全体としてこの一元化問題について統一的に議論をする場を設けたらどうか、そういう御示唆をこの懇談会としていただきました。

懇談会としては、一方でそういう作業を進めつつ、今回三年間の運用状況について見直しをしていただきました結果、今の措置で国鉄共済の収支状況も順調にいらつていふこと、今この一元化を考えると、今のこの制度の枠組みはそのまゝにして、この一元化が達成されるまでの間、もうしばらくこの措置を続けたらどうかという結論をいただきました。私どももそれに沿つて法案を提出させていただきます。また、一元化の問題につきましても、この懇談会の御示唆に従つて各制度間、それぞれ各省ございませうが、一生懸命議論をして、しかるべき時期に共通の検討の場を設けようというところで、現在鋭意進めているところでございませう。

○川俣委員 これは局長、清算事業団の石月理事長さんにもお願いする立場で願つておりますが、この一元化というのは非常に期待しているわけですね。どうもあなたの方のやることは、JR年金そのものだけを当座何とかすればいいんだ、こういう考え方が私に伝わつてきて、本来の目的である一元化ということに本真に真剣に取り組む意欲があるのだろうかというのを、まあこの問題は後ほど一元化についてはやります。問題は、先ほど話をしたように、国鉄というのは、終戦後日本が丸裸になつて、まず食わなきや

ならぬ。農民はとにかく米をつくれ、それを運ぶというわけで、流通機構というか運搬に携わった。昔の名前で言えば満州、台湾、樺太、そういうところから引き揚げてきた人を国の策としてほとんど国鉄に入れたわけだ。それが四十万前後になった。これは国の責任だ。ところが、今になってこの人方が多過ぎる、三塚運輸大臣のときにこれは多過ぎるということで分割・民営化という路線を引いて、こういうものはある程度皆さんの犠牲の、痛みを分け合うというふうな理念であつても、国の責任はどこにも見られない。いまだにそう思えてしょうがない。

そこで私は、ちよつと横道にそれるようですが、五十八年三月二十九日、社会保障制度審議会、後は隅谷さんが会長でしたが、当時は大河内一男先生が会長であつた。この先生がこういう答申をしておる。「現行の各種公的年金制度は、將來、収支の著しい不均衡から行き詰まりを来すおそれがあり、それを解決するためには、速やかに総合的な対策を確立することが必要である。その場合には、国民の年金制度への信頼を損なうことがあつてはならない」というように忠告しておる。国民の信頼を失つてはいかぬのだ。国の税金じやないのである。国民が自分たちの老後の足しにということのため込んだ年金がそれぞれの年金制度です。

それを一つ置いてさらに局長に聞くのですが、今抽象的に説明があつたけれども、それじや一体金額的にどのようになるのか、見直して金額がどのように変わったのか、各項目ごとにちよつと話してみてくれませんか。

て、十月で四十四億円の赤字ということは、実質的に黒字基調と見ていいだろう、こういうことでございます。

したがういまして、先ほども抽象的に申し上げましたけれども、日本鉄道共済の財政状況は、この制度間調整事業の実施によりまして、また鉄道共済が自助努力をしていただいているその効果とも合わせますと、年金の支払いに支障を来すような事態は回避をされた、この制度間調整事業はおおむね有効に機能をしていると私も理解をいたしております。

そして、今後につきましては……

○川俣委員 ちよつと時間がかつたから、あなた、自分で棒読みしないで。私の質問は、どういふような経過になつたか。平成二年の審議の際には、三千億足りないところから始まつたわけでしょう。それがどのように変わったのか。

○山口(剛)政府委員 今申し上げました前提は、平成二年度から四年度までの三年間、年間平均をしますと日本鉄道共済は三千億円の赤字が生ずるといふことでございます。この赤字を何とかしなければならぬといふことで、鉄道共済組合自身としても、年金給付のカットでありますとかあるいは被保険者の保険料その他もろもろの自助努力をすることによって、この三千億円のうち千八百五十億円の効果を上げる、残りの千五百五十億円について各制度からの拠出金によって賄いたい、こういうことでの三年間の制度ができておつたわけでございます。

見直しをいたしました結果、五年、六年の共済組合の赤字は、給付費等の見直しをいたしますと多少減りまして、三千億が二千八百二十億円になるであろう。そして鉄道共済組合の自助努力は、この自助努力が前提になつてきています。制度でございますので千八百五十億、従来と同じようにやるといたしますと、残りの九百七十億について各制度からの拠出によって賄いたいといふことでございます。

今回お諮りしておりますこの法案が通りますと、今申し上げました国鉄共済の二千八百二十億円の赤字を、千八百五十億円の自助努力と、国鉄共済については九百七十億円の交付金を各制度から拠出するという形で、鉄道共済の年金給付の支払いに支障が生じないようにしようといふことでございます。

○川俣委員 そうだろうな、それは。それで、あらまと言つたように、三千億が二千八百二十億の対策額で事足りるということ、百八十億減額で事足りる。ところが、自助努力は千八百五十億で同じだ。

この内容を見ると、年金給付の見直しによる財政効果、二百億が二百七十億、プラス七十億ですよ。保険料率の引き上げによる財政効果、百五十億が百七十億。何のことはない、財政効果なんて言葉で言えれば聞かぬが、いいのですけれども、結局これは組合員の犠牲でしょう。組合員の犠牲によつてこれだけ対策額が減つて、こういうこと以外ないでしょう。そういうことでしょう。それでいいのかな。

○五味説明員 ただいまお話のございました自助努力のうち、組合員、それから給付を受けておられる方の負担にかかります部分、財政効果といふことを今お話がございましたが、今回の見直しにおきまして、年金給付の見直しあるいは保険料率の引き上げ、こういうものについて新たな措置といふのは特にとつておりません。

申し上げますれば、年金給付の見直しと申しますのは、当初平成二年度から、退職時に特異いたしました部分について、これを既裁定年金からも削除する、あるいは支給開始年齢を経過措置を外しまして一どきに六十歳まで引き上げる、さらには平成元年度の財政再計算におきます再評価を五年間繰り延べる、こういった措置でございますが、これはそのまま継続するということ、特にこれより重いものをするわけはございません。この財政効果が七十億円ほど余分に平成五年度、六年度は見通されると申しますのは、主として財政再計

算時の再評価を繰り延べておりますこの財政効果でございます。

ちよつと技術的な話になりますが、従前額保障を受けておられる方には、この再評価の繰り延べがございましてはあられなわけでございますが、こういう方が従前額保障を超えてスライドにかかつてまいりますと、この再評価の繰り延べが財政効果としてあらわれるといふことでございます。見通しに比べましてどうもこの財政効果にかかります方が多いといふことが今出てまいります。その効果でございます。

また、保険料率の引き上げ、これは平成二年度から厚生年金の上げ幅と同じ幅で保険料率を引き上げるということをしたわけでございますが、これにつきましては、現役の組合員数が当時予想いたしましたよりも多くなつておるということから、その財政効果が上がったものでございまして、その原因といたしましては、支給開始年齢を六十歳に一どきに引き上げますこととの絡みで、J・R各社におきまして六十歳定年制というのを新たに平成二年度から導入いたしました。したがういまして、その結果として、当初の対策を立てましたときよりも皆さん六十歳までは在職なさるといふ方が大部分になりましたので、組合員の数が予想よりも多くなる、こういうことでございます。

これは大変厳しい自助努力ではございますけれども、財政効果が上がりますのは、新たな措置を追加した結果ではないといふことで御理解いただきたいと思ひます。

○川俣委員 あなたは何年これを担当しているか知りませんが、今回新たにダウンしたようなことではないと言ふのだけれども、これから言つてもらうけれども、過去かなりダウンしているのですよ。もしも現在七十億と二十億の九十億がそのままでありせば、使う方の立場、例えば事業団の石月さんの方の立場で言われば、過去にダウンした分を回復させる財源に思つたかと思つたのですよ。だから、今よりはダウンしないとは言つてくれ

ども、今までのダウンをどうするか。

そこで、懇談会でもこういうように言われておられます。やはり非常によく言ってくれておる。

日本鉄道共済組合の自助努力等については、制度間調整事業の実施の前提となっているものであり、拠出する側の制度の納得を得る上でも必要であることから、清算事業団(国)、JR各社に係る負担も含め、引き続き相応の措置を行うべきである。

また、日本鉄道共済組合の給付の見直し、保険料率の大幅な引上げなどの受給者及び組合員に関わる措置については、長期的に維持することとは望ましくないことから、再検討される必要がある。

このようにちゃんと書いてある。もしも九十億ありせば、再検討の財源にしたいと思うのだよ。だから課長、今のようにはあなたも涙もないような答弁で、何ら変わってない、こういうようなことを言っておる。

それでは、これをさらに実例で話してもらおうか。ちょっとそれを配ってください。

国鉄共済年金の五十九年三月以前の裁定者の給付水準についての移り変わりをちょっと話をし、私は今なぜこのメモを配るかという、このメモは一つの実例ですが、国鉄年金以来過去五回か六回ダウンしているのです。国共共済に入るとき、あるいはストツプされたり、あるいはスライドをやめにされたり、国鉄の職員、OBから言わせると六回やられているのです。その国鉄共済年金の五十九年三月以前の裁定者の給付水準について、ちょっと御説明願えますか。

○五味説明員 退職年金の平均月額という資料が今手元にごさいますので、それで……(川俣委員「この資料で」と呼ぶ)

失礼いたしました。ちょっと資料を今持ってまいりました。昭和五十九年三月以前裁定者のこの表でございませうけれども、これはいわゆる一〇%スライド停止と言われるものでございませう。御説明を申し上げますと、御承知のように昭和

五十年代、鉄道共済、当時の国鉄共済の財政状況が急速に悪化をいたしました。そのままで年金の支給に支障が出るということが明らかになりましたので、昭和五十八年、国会に法律をお諮りしまして、国鉄等の公共企業体職員の共済組合と国家公務員の共済組合、この統合を図ることになりました。

その結果、昭和五十九年にこの法律が施行されました。それに伴い、昭和六十年以降国鉄共済組合に對しまして、国家公務員、日本電報公社、当時もう既にNJTになっておりました、それとJT、この三つの共済組合から財政支援を行う、こういう仕組みができたわけでございます。第一次長期財政調整事業と言われているわけで、昭和六十年から平成元年まで五年間続いたわけでございます。

これを行います際に、公共企業体の共済の年金額の算定方式と国家公務員の共済の年金額の算定方式が異なっておりまして、これをより不利な方でございませう。国家公務員の計算方式、これはそれでもその当時民間の厚生年金よりは有利な手法であったわけでございますが、そちらに合わせるということをいたしました。この国鉄共済の年金額の算定方法を国家公務員の算定方法に合わせますと、年金水準は低下をするということになります。

これは幾つか違いがございます。例えば国鉄共済の場合には、算定の基礎になる給与が退職時の給与であるということでしたが、国家公務員共済の場合には退職前一年の平均給与であるということでございます。それから、それだけでも国共共済の方が低目に出るわけでございます。

そこで、この図でございませうけれども、横にすつと図が延びております。二百万円というところでございますが、これは国鉄共済年金、その当時もらっておられた方の年金水準を仮に二百万円といたします。これをその方の持つておられる年金の算定の基礎になりました諸データで国家公務員共済と同じ手法で裁定がえをした場合にはどうなるかということをしていまして、これは一例でございまして、モデル化しておりますから必ずし

もこのとおりではございませうが、百九十万円、年金額が十万円ほど下がるということになる。この場合、もちろんさかのぼってこれをはがすということはいたしませんので、従前額保障という形でこの二百万円の水準は維持いたしますが、ただし物価スライド等のスライドは停止をするということでございます。

一〇%スライド停止と申しますのは、通常の従前額保障は、この百九十万円、仮定の裁定がえされた水準が物価スライドによってだんだん右肩上がりになってまいりまして、この二百万円の水準に追いついたところでスライドが開始をす。ですから、百九十万でスタートいたしました右上がりの矢印そのまま真つすぐ行く、こういうのが普通の従前額保障でございます。

ところが、五十九年の三月以前裁定者、この表によりましては、一〇%スライド停止と申しまして、裁定がえをした水準が従前額保障に追いつきましても、なおスライドは開始をせずにそのままの水準を維持をする。そして、仮定の水準でございませう。国家公務員共済による裁定がスライドを続けたとすれば、どれだけのものになっているかというところとの差が一〇%に達したところ、つまり、累積のスライドが一〇%に達したところで初めてこのスライドを開始をする、こういう仕組みでございませう。

ちょっと手元に正確なデータはないのでございませうが、この表だけを見ますと要するに国家公務員より安くする、こういうことのように思えますが、そうではございませう。この当時国家公務員共済から毎年三百五十億円という財政支援を受けることになっておったわけでございます。受けけるについては、算定手法についてこれを統一するのは当然でございませうが、それに加えて国鉄共済の場合には、当時もう既に支給を開始されております年金額自体が国家公務員の年金に比べても有利、民間に比べればもちろん非常に有利という高い水準にございまして、こういう高い水準は同じくらの水準まで調整をしていただいた上で

財政支援を行いたい、こういうことから、多少時間ばかりありますが、一〇%累積をするまでスライドを停止をして、ある程度ほかの組織と同じような年金水準まで既裁定者の年金を抑制したところで助け合いをいたしましょう、こういう趣旨で導入をされたものでございませう。

なお、この一〇%スライド停止と申しますのは、その後、昭和六十一年から国家公務員共済含めまして、すべて設計が厚生年金と全く同じものにそろえられました。かつ国鉄の共済組合につきましては、いわゆる三階職域部分というものは設計をしないということになりましたので、昭和六十一年度の改正から後に退職をなさる方については適用をされていない、そういうことになっております。

○川俣委員 どうも担当者目配せしながら、相づち打ちながらの答弁だから、もともと上のからだ。血が通ってないというのはそのことをいいます。やはり国共共済、もともと大蔵省のものでなかつたから、これは。

それじゃ運輸省が清算事業団、どちらですか。私がこういうように変わってきていますかということをおっしゃいますから、そのとおり、違いがあったら言ってくれませうか。

まず統合法。公共企業体共済を国家公務員共済に統合するという統合法、これは五十九年四月一日ですか、国鉄共済の年金額の算定方式を国家公務員共済に合わせる、これでダウン。それから二は、国鉄共済年金の円滑な支払いを確保するため、ほかの国家公務員等の共済組合から財政調整事業を実施する。さらに国鉄共済年金の掛金を引き上げる。一四・五八から一六・九九、これもいわば組合員の出血。四、国鉄共済年金について累積一〇%になるまでスライドを停止する。これは長たらく課長がしゃべったのだけれども、そういうことなんだ。

源がカットされた。既裁定年金の削減、既裁定年金のうち退職時特昇による有利部分を平成二年四月より削減する、これでカット。二番目、六十歳未満の退職年金支給の新規発生の原則廃止、平成二年四月以降の退職者について、支給開始年齢を五十八歳から六十歳に引き上げるとともに、退職共済年金の繰り上げ支給を原則廃止、これでダウン。報酬比例部分の再評価を繰り延べ、報酬比例部分の再評価の実施を五カ年延期。

五十九年四月一日以来ここ十何年間にこれだけダウンのあれをされて、私のところに、皆さんにも来たと思うのですが、当然要請書が来た。鉄道退職者の会全国連合会長村上義光さん、かつての国労の委員長、この人が三カ条の要請書を持ってきた。まず私が読み上げたダウンの経過はお認めですか。どうです。

○下村参考人 そのとおりでございます。  
○川俣委員 というようなことで、大蔵省の課長、一切財政効果が変わっていないと言われけれども、今までの分を何とかして欲しいという対象者しかも実際清算事業団が管理しているわけですから、その辺との連絡が全然なっていないから、今のように血が通っていない血も涙もない答弁でしたが、これ以上大蔵省とやっただけで……。

それでは、予算の総括質問でこの問題は出たのだらうかね、一元化という大きな問題があったのに、どうですか山口さん、衆議院の予算の総括質問で出たのですか。答弁してください。  
○山口(剛)政府委員 私の記憶では、串原先生からこの一元化問題と自助努力の問題につきまして若干の御質疑があったように記憶をしております。

○川俣委員 それじゃ時間がありませんから、せっかく清算事業団もお見えてございますので、今の収支状況、平成三年度末でもいいのですが、JR各社の総合計でいいですけれども、ちょっとお話し願えませんか。結論だけ簡単に絡まると。

○鶴野説明員 JR各社の営業成績につきまして

の御質問だと思えますが、平成三年度合計七社、旅客六社と貨物一社、七社の合計でございますが、営業利益で四兆五千三百七億円、経常利益で三千六百三十三億円を計上しております。

○川俣委員 そこまでお話しされるのなら、税引き後の純利益はどのくらいなんです。  
○鶴野説明員 当期利益千五百六十五億円でございます。

○川俣委員 JR各社の御努力で、清算事業団が管理するところの各社の収益が、税引き後、平成三年度末千五百六十五億の純利益。これは何とかならないのですか。自助努力の対象にならないのですか。大蔵省にしゃべらしたらまた長くなるから。

○鶴野説明員 JR各社に対しては、現在でも鉄道共済年金の一方の当事者である、それから、受給者それから組合員の福利に深く関係するということで、事業主として通常負担すべき共済掛金のほかに、毎年度二百二十億円の特別負担を行っておるところでございます。

JR各社は、発足以来これまで国内の好景気に恵まれて、また各社の経営努力により順調な業績を上げてまいりましたけれども、現在は国内の景気動向の影響が各社の収入にもあらわれてきておるところでございます。

本州三社につきましては、新幹線買い取り等に伴う債務がまだございます。また、三島会社と称します北海道、九州、四国でございますが、これにつきましては依然として経営基盤が非常に脆弱であるという状況でございます。それから、本州三社の株式につきましては、清算事業団の巨額な長期債務の償還、それから完全民営化の促進の観点から、早期かつ効果的な売却を行うという必要がございます。

の懸念が生ずる可能性もございまして、これ以上の負担を求めることは難しいということについて御理解をいただきたいと思っております。

○川俣委員 どうもただ棒読みする。だから血が通ってないというんだ、あなたの方の答弁は。私は秋田弁でも一生懸命に標準語に近くしゃべっている。だからみんなわかって聞いてくれている。あなたのような江戸っ子が何を言っているかわからないよ、みんな。そういうことではこの法案の審議をさせる態度じゃないよ。

そこで、今話をしたように千五百六十五億も出てきた。清算事業団の理事長も見えておりますが、そうすると局長、この法案の仕組みというのは、二百二十億以上は出せない仕組みなのか、出したくても出せない仕組みなのか。かつての自らの、国鉄の職員の年金の、さっき話した六回か七回のダウンの分を少しも埋めてやろうということを考えておられると思う、気持ちは。だけれども法に縛られて二百二十億以上は出せない、これはこういう法律かね。

○山口(剛)政府委員 先生御承知のことではございますけれども、この制度間調整事業といたしまして、この懇談会の答申にもございまして、所要の自助努力を行うというのが前提になっていられる制度ではないか。したがって、清算事業団、これは国も入るわけですから、応分の負担を前提として、支援される側が引き続き可能な限りの自助努力を行って、関係者の合意できる範囲で費用負担の調整を行う必要があるということ、この自助努力につきまして可能な限りやってみてほしい。

それであれば我々も応援をしようという要素と、それから、自助努力の対象になって、先生が御指摘いただきましたような受給者とか被保険者に多大な負担が行っているという点については、先ほど先生御指摘ありましたけれども、余り長期にわたってそういうことは適当ではないという懸念の御指摘はございまして、当面この措置を継続するに当たっては可能な限り自助努力

力をしていただいで、そして、それを支援する方も理解をした上で自分の間接けようということもございまして、そういう観点でこの制度が成り立っておるといふところを御理解をいただかなければならないと思っております。

○川俣委員 この程度というところで語感で感ずるのですが、一元化のときは何とかなるのかなと思ったりするのだが、せっかく千五百六十五億純利益が出ているわけですからね。しかも、その人方は、昔は国鉄三十何万の一緒のかまの飯を食った人方がある程度犠牲性になっていくわけですから、年金の部分で。

せっかくですから理事長、その辺の気持ちをもしければせっかく我々汗を流して働いたんだから、千五百六十五億の中から二百二十億を出したくても出せないというのじゃなくて、一元化のときでも何か考えてもらいたいものだなという気持ちでもあるんじゃないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○石月参考人 制度間調整事業による援助というものは、私どもの自助努力を前提として成り立っておりますというふうには認識しております。

先生には釈迦に説法でございますけれども、確かに組合員の保険料の負担も大変でございますし、それから年金受給者の年金額も抑制をされておるといふことではございまして、一方で私ども清算事業団も千億の特別負担をやっております、JRも二百二十億の特別負担をやっておりますということで、おのおの関係者がそれぞれ痛みを分かち合っているというのが現在の制度だと思っております。

確かに、JRは発足後大変好況の風が吹きました、今運輸省の方から御説明がありましたように、相場の利益が出ておりますけれども、私も、これは民間会社として国鉄を民営化した。この民間会社が健全に育っていくというところで国民もい交通サービスを受けられるわけでございますし、うし、鉄道も二十一世紀に向かって生きていくわけでございます。

第一類第七号 厚生委員会議録第四号 平成五年二月二十四日

また、私どもの立場からいいますと、J Rが相当の利益を出していただきませんとJ Rの株式が上場できないわけでございます。この株式が上場されるということは、清算事業団の収入に全部なるわけでございます。今後の株価の動向にもよりますけれども、土地と並ぶ膨大な私どもの自主財源になるというぐあいに考えておりますので、その点はJ R自体も新幹線の買い取りとかその他安全設備の投資とか、相当サービス改善のために一生懸命やっておりますし、また一般の民間企業に比べますと、J Rの各社の持つている債務というものは、国鉄改革のときにその七割は私どもが受け持ちましたが、依然として非常に大きゅうございます。そういう観点からいいますと、やはりこの問題は一元化の際に何とか御高配をいただきたい、このように考えている次第でございます。

○川俣委員 それでは山口さん、どうなんですか。当分の間というのはいつまでですか。

○山口(剛)政府委員 御承知のように、私どもは、公的年金制度につきましては平成七年を目途に一元化を完了するということを閣議決定をいたしておりますので、現在その目標を目指して鋭意努力しているところでございます。

○川俣委員 閣議決定があるから縛られるというのじゃなくて、一元化というのは厚生省内でいつごろから口にされたのですか。

○山口(剛)政府委員 一元化の問題がいつから議論されているかということでは、先ほども申し上げましたように、今までの公的年金制度が分立をしておりますという状態の中で、産業構造、就業構造の変化に耐えられなくなっている制度が出てきているということで、日本鉄道共済組合に象徴されるわけですけれども、そればかりではないということ、五十九年の改正におきまして基礎年金を導入するということ、一体二階の部分、三階の部分というのは将来どうということになるのか、そのビジョ

ンなりスケジュールを明らかにせよというところが大変問題になりました。先ほど申し上げました平成七年の一元化の目的といたしまして、この五十九年の基礎年金を導入いたしましたときに、今一階部分は基礎年金ということでも、二階部分以降につきましては、平成七年を目途として政府としては努力をしていくという目標を明らかにしたところでございまして、議論としてはその辺から大いに議論をされたというふうに記憶をしております。

○川俣委員 私のところへ昭和五十三年二月六日の子算の総括の議事録を持ってきてくれた方がいらつしやる。私はそれに対して何となく投げかけた際に、時の厚生大臣小沢国務大臣、有名な小沢辰男ですよ、この人がこういうふうに子算の総括で、二月六日といったらばつづつこれから子算が始まるという段階に川俣が質問した際に、途中からですが、

その制度間の格差を問題にしてそれが解決をするまでの間でも、年金業務としての一元化はこればぜひ図っていくべきじゃないかと思うのです。それぞれのところでやるよりも、やはり年金の業務というものは、いろいろな制度下に移った場合の計算とか、いろいろな問題がございしますものから、これは現業部門としてのその業務関係はやはり私どもの方に一元化をして事務量は合理化をしていった方がいいのじゃないか、これは国民のためじゃないかかなり強い決意で小沢厚生大臣がしゃべったのは五十三年の二月六日の議事録です。

そこで、どうだろうか。もう年金というのは各官庁に八種類あるわけですからね。一部は大蔵省に持って来た、今の話のように、年金省が年金庁、これだけ強く言うのなら年金省はどうだろうか。年金担当大臣は私ですと今の厚生大臣が言ってみたって、文部省から農林省からみんな年金があるわけですから、一元化をやるといって先輩の五十三年の発言にさかのぼる厚生省の行政の継続性からいわせると、この辺でどうですか、丹羽大

臣、この辺のアイデアと本当に一元化に取り組むという考え方を閣議で、新大臣で閣議では容易ではないと思うが、ひとつ大物になって。

あなたもいろいろと何か絵画に非常に興味を持たれて、川崎さんという画伯に、かつて橋本大蔵大臣のときに行ったところの部屋と厚生大臣の部屋は雲泥の差だ、殺風景だ、ひとつかわいい後輩のために絵画を描いてやろう。今、総理官邸にあるようですが、川崎さんのP Rのために時間を失ってはいけません。

そういうことを考えると、ひとつ今年金というのは国民が皆年金であるように、しかもこれから六十歳から六十五歳にしなければならぬということも言われる段階で、年金を根本的にやっつてやろうという官庁を一カ所に集める、こういうような考え方を持っているのです。私は影の大臣で哀れですけれども、あなたは表の大臣で、やればやれると思うのですけれども、どうですか。

○丹羽国務大臣 尊敬する影の厚生大臣の川俣先生の御提案でございますが、私は現在年金担当大臣でございます。非力でございますけれども、年金の一元化に向かって、特に先ほどから年金局長が御答弁を申し上げておりますように、これから高齢化社会へ向かいます、長期的、安定的な播るぎない体制を確立するためにも年金の一元化は避けて通れない問題でございますので、年金担当大臣といたしまして、この問題につきまして先生の御指導を仰ぎながら一生懸命努力していく決意でございます。

なお、新しい役所をつくるかどうかという問題につきましては、傾聴に値する御意見でございますけれども、行政改革これあり、十分に今後の検討課題にさせていただきますと思っております。

○川俣委員 終わります。

○浦野委員長 池端清一君。

○池端委員 私はまず最初に、公的年金制度の改革の今後のスケジュールについてお尋ねをしたいと思っております。きのうの一般質問でもいろいろ質疑がされておりましたけれども、確認の意味でお尋

ねをいたします。

平成六年、来年は財政再計算の時期であります。したがって、これに伴う制度改正の法案が明年の通常国会には提出される、このように考えるわけでありませう。平成七年は、今もお話ありましたように、昭和五十九年二月二十四日の閣議決定がございまして、これは「目的」という言葉がついておられますけれども、一元化完了、こういうことになっておるわけでありませう。

そこで、この二つの制度改正、すなわち財政再計算に伴う制度改正と一元化に伴う制度改正、二つの制度改正を一本化されて来年の通常国会に法案を提出しようとする厚生省は準備をされているのか、いや、とても一本化は難しい、平成六年と平成七年の二段階に分けて法案は提出しなければならぬ、こういう状況だということになっていないのか、その辺のところをまず最初にお伺いをしたいと思います。

○山口(剛)政府委員 御指摘がございましたように、次期財政再計算は平成六年に予定をしておりますが、これに伴って制度改革もいたしたいということ、年金審議会で今御議論をいただいております。私どもといたしましては、遅くともこの秋ごろに年金審議会から御意見をいただきまして、それに基づいて所要の制度改革法案をまとめて、平成六年の通常国会には提出をしたいということを考えております。これは私どももはつきりしたスケジュールとして決意をいたしております。

それから、御指摘のございましたもう一つの公的年金一元化に向けての検討の状況でございますが、先ほどの制度間調整懇談会におきまして、平成七年を目途としていたるには少し政府の検討がおくれているんじゃないか、もつと精力的にやれという御指摘をいただきましたし、また、一元化の問題を統一的に議論をする場がないので、そういう場を設けることもあわせて検討しろという御指摘がございました。私どももその趣旨に沿って、まず年金審議会でお議論を現在いただいております。

ります。共済組合についてもそういう御議論が進むと思いますが、これにつきましても各審議会、共済組合等の会合におきましても、秋ぐらいまで一元化問題についてどう考えるかということの検討を終えようじゃないかという目標をいたしておきます。その後で全体的な審議の場をどうするかというような議論もしてまいりたいと思いが、いずれにしても、そんなことで両方の議論が現在進んでおるところでございます。

一応財政再計算に伴う制度改正は平成六年、それから一元化については平成七年目途ということを取り組んでおきますが、私どもは現在両方とも並行して議論をしていきたい。具体的にそれぞれ法案をどの時点で出すかということにつきましては、その検討の進捗状況も見ながらまた決断をしたいというふうに考えております。

○池端委員 そこで、六十五歳支給開始年齢の見直しの問題についてお尋ねをします。  
丹羽厚生大臣並びに黒木事務次官あるいは山口年金局長等厚生省高官は、機会あるごとに六十五歳問題は避けられない課題であるということを発表しているわけでありまして、きのうもそのような趣旨の御発言がありました。私は、どうも六十五歳問題がひとり歩きをしているのではないかと、こういうような感じを持つわけでありまして、まず初めに六十五歳ありき、こういうような印象を私は持つわけでありまして。

平成元年でございましたか、さきの法律改正の際にも、この問題については、年金財政の将来の見通し、これが一つ、二つ目は高齢者に対する就業の機会の確保等の措置の状況、三つ目は基礎年金の給付水準及びその費用負担のあり方、この三点等を総合的に勘案して見直しを行うことになった法律修正が行われたわけでありまして、どうもこういう総合的な勘案なしに六十五歳問題が先行しているように思えてならないのであります。その点についての御所見を承りたいと思っております。

○丹羽國務大臣 この問題につきましては、池端

委員とも長い間議論をしてきたところでござい

ます。今さら私から申し上げることは釈迦に説法で、大変失礼と存じますけれども、まず御理解をいただきたいのは、公的年金制度というのは、給付水準あるいは保険料率、そして支給開始年齢というこの三つが絡み合っているものでございます。平成元年当時の推計によりますと、保険料率が現在は一四・五％でございますが、これが三十年後の二〇二〇年には三一・五％まで引き上げざるを得ない、こういうことでございます。私どももいたしましては、出生率も大変低下いたしておりまして、大変厳しいわけでございますけれども、何とかこれを二六％前後に軽減することはできないか、こういう観点からこの六十五歳の支給問題というのは避けられない問題である、こういうふうにご考えておられるわけでございます。

そこで、先ほどから御指摘のございました年金財政、雇用のあり方、給付・負担、この三つの御指摘でございますけれども、この六十五歳支給開始に当たります最大の課題は、やはり雇用の問題であります。あの当時から比べましておかげさまで定年延長というものも順調に伸びてきておりますけれども、なおかつ率直に申し上げまして、六十歳から六十五歳の間というのがなかなかまだまだ職種によっては職につきがたいような業種もあるわけでございます。

そこで、私どももいたしましては、六十五歳以上で勤労意欲がありながら職につけない人であるとか、あるいは十分な所得を得ない人に対してどういうような救済策を講じていくか、これを今回の最大の課題としてとらえて、とにかく要するに六十歳から六十五歳の間においても国民の皆さん方が不安を生じないような体制のために全力で取り組んでいきたい、このように考えている次第でございます。

○池端委員 今大臣も言われましたが、最大の問題は高齢者雇用の問題で、定年制の問題と関連するわけでありまして。

第一類第七号 厚生委員会議録第四号 平成五年二月二十四日

そこで労働省にお尋ねをいたします。時間の関係がありますので、ごくかいつまんで御答弁を願いたいわけですが、高齢者雇用の実態と今後の見通しはどうなっているか。一つには定年年齢の現状、これがどうか。二つ目には特に多くの労働者が集中しております中小零細企業の実態はどうなっているか。三つ目には六十五歳まで、いわゆる六十歳代前半層の雇用の状況はどうなっているか、この三つの点についてお答えをいただきたいと思っております。

○北浦説明員 お答えさせていただきます。  
まず定年制の状況でございますが、企業におきまして定年制の状況は、平成四年の私どもの雇用管理調査によりますと、三十人以上の企業でございまして、六十歳以上の定年を定めているところが七六・六％、今後改定を決定している、ないし予定しているところも含めると九〇・二％、こういう状況になってございまして、六十歳以上の定年の割合というのは着実に増加をしている、このように考えられる次第でございます。

二点目のお話の規模別の状況でございますが、規模別に見ますと若干この状況には違いが出ております。私ども統計を見ますと、百人以上の規模をとって見ますと、大体予定を含めた企業まで申し上げますと一〇〇％近くはなっておりますが、御指摘の中小企業、三十人から九十九人という規模の統計がございまして、これで見ますと現在実施しているのが七二・九％、予定を含めまして八六・八％ということでございますので、規模の大きい企業よりは六十歳以上の定年制の動きがややおとれていて、こういう状況にはなっております。

六十歳以上の雇用の状況というお尋ねでございますが、ここでは私も継続雇用制度の普及に現在努めておられるわけでございます。このところ、高齢者の雇用の状況を見ますと、やはり体力の面あるいは就業ニーズといったようなところから、必ずしも一様の働き方を希望しているような実態にはございません。したがって、

実態を見てみますと、非常に働き方が多様化しているというのが現状でございます。中には短時間労働を希望される方もいるし、フルタイムを希望している方、そこはまちまちになっているわけでございます。そのところに立ちまわして、私どもとしましては、今後高齢化が進展する中で、六十五歳までは働きたい方は働き続けられるといったようなことで対策を推進している、そういう状況でございます。

○池端委員 今のお答えでもわかりますように、特に中小零細企業については達成率が七二・九％、こういうような数字です。さらに、六十五歳までの雇用については、むしろ六十五歳までの定年延長を望まないところの職種もあるというふうにも伺っておられるわけでありまして、六十五歳定年というものは前途遑遑だ、こう思うわけであり

ます。私どもは、雇用と年金支給はリンクされなければならぬ、こういうふうな考えを持っておられるわけでございます。しかし状況は、まだその六十五歳というふうなものとはほど遠い、こういう状況でございますから、この支給開始年齢の問題を検討するに当たっては、いわゆる多様な定年の実態に合わせた多様なメニューというものを用意して、柔軟に対応するということが大事ではないか。何か六十五というものを画一的に金科玉条としてやるという点については、私は大きな問題があるように思っています。この点についてはさらに今後のこの年金審議の中でひとつ深めていきたいと思っております。ともあれ雇用と年金支給というものはリンクしなければならぬ、これは大きな原則であるということだけは申し上げておきたい、

こう思うわけでございます。  
そこで、時間もありませんので先に進みますが、昨年の九月十七日、社会保障制度審議会年金数理部会が報告を出しました。一元化の財政方式を示したわけですが、モデル案を出した。これは、制度を完全に統合するというA案、民間被用者年金と公務員年金とに集約するというB案、制度間

七

調整を恒久化するというC案、この三つのモデルを提示したわけでありますが、このモデルについて厚生省はどのような評価、どのような考え方を持っているのか、お考えを示していただきたいと思ひます。

○山口(剛)政府委員 御指摘いただきましたように、社会保障制度審議会の数理部会で三つのモデルの案が示されております。いずれもそれぞれ御検討いただいた貴重な案であると思ひますが、私どもは、この一元化の問題を考へるに当たって、基本としてまずその一つは、産業構造や就業構造の変化に耐えて年金制度全体が長期的に安定していける、そういう方式かどうかというのがまず一つのポイントだと思ひます。それからもう一つは、給付と負担の両面にわたつてできるだけ公平な制度になつていくか、そういう観点からこの方式についても検討させていただきますし、また、御指摘いただきましたように審議会等でも議論をいただいておりますので、これからの検討課題だと思ひますけれども、とりあえずこの三案については、それぞれ問題点も長所も抱えていると思ひます。

簡単に単純化して申し上げますと、一つは統合一本化方式ですね。これは制度としては非常にすっきりした制度であると思ひますけれども、一本にするというのは、今まで分立している制度の積立金ですとか業務をみんな新制度へ移行をするということが前提となりますので、今までの経緯等を踏まえますと、関係者の合意が果たして得られるかなという点。  
それから、複数の制度にするというB案もございしますが、これも念頭に置いておきますのは、公務員と民間の制度を分けたりどうかというように見受けられるわけですけれども、この辺についても国民の皆さんがどういふふうに考へるかという問題があろうかと思ひます。  
それから、財政調整方式でいくということになりますと、これは制度はそれぞれ分立をしたまま調整をしていくということになりますので、制

度全体の長期的な安定という観点からするとやや問題があるんじゃないか。  
それぞれ長所、短所ございますけれども、今のところそんな感じを受けておられます。いづれにいたしましても、こういうものを参考にさせていただいて、十分御議論をいただいで、関係者の合意形成を図つていきたいというふうに思つております。

○池端委員 A、B、C案それぞれに一長一短あり、したがつて、厚生省としてはこれらの案は参考にするけれども第四の道を選ぶと、こういうふう理解してよろしゅうございませうか。——いや、お答えはなかなか面倒でしょうから、お答えは望みませぬけれども、私はそのように理解をいたしました。  
次に、懸案でございます沖繩の厚生年金問題、これについてお尋ねをしたいと思ひます。

この沖繩の厚生年金等の格差是正問題については、本院でもしばしば取り上げられたところでありまして、早急な是正を求めてきたところでございます。先般、一月二十五日の本会議において、我が党の山花委員長が代表質問でこの点を取り上げました。宮澤総理は、「いわゆる厚生年金の問題が未解決であります。これは中略ですが、「なおいろいろ御要望がございまして、関係省庁間で検討会を続けておるところでございます。」このような答弁がなされたわけでありまして、もうかなり時間が経過しているわけでありまして、検討会を続けているといつても、やる気がなければこれは百年河清を待つ、そういうことにも等しいと思つておられます。現状はどういふふうになつていられるのか、問題点はどこにあるのか、そしてまたいつごろまでに結論を出したいと思つていられるのか、具体的な御答弁をぜひようお聞かせをいただきたいと思ひます。  
○山口(剛)政府委員 御指摘をいただきましたように、沖繩の年金制度につきましては、制度の発足がおくれましたために、加入期間が短い等々、平均的な年金額が本土の平均的な年金額に比べて

低いという実態がございします。ただ、この問題につきましても、そういう問題があるということと、基礎年金を導入した際あるいは平成二年の年金制度の改正のときにも、年金制度の中でとり得るぎりぎりの特例措置を講じてきたということと、二回にわたつて措置を講じてきているところでございます。しかし、現実に支給されている年金につきましてはそのような差がある。この差がすべて制度がおくれたことによるものではございませんけれども、差があることは間違いない。この問題について何とかしていただいたいという沖繩県からの御要望、私どももよく承知をいたしております。

ただ、従来の沖繩県の要望は、年金制度の発足がおくれた、本土の厚生年金が今の制度になりましたのが昭和二十九年ですから、二十九年から昭和四十五年までの間、厚生年金制度を遡及適用をして、そしてすべて過去の状況を振り起こして、それぞれの企業に就職をして、在籍をしていふということであれば、それに応じた年金の手当てをするようにと非常に強い御要望でございしました。

それにつきましては、昨年の五月に、先生の御指摘がございました関係の省庁が集まつて検討会を設けようということと、沖繩県にも入つていただいで、その御要望について十分検討をさせていただきます。しかし、これは社会保障方式としております年金制度の本来のあり方として、過去にさかのぼつて適用するということについてはもう基本的な問題があるということと、また実務上ももう既に、二十九年から四十五年までということになりますと、その間に企業の盛衰もございしますので、過去の状態といふのはなかなか現時点では把握し切れない、そういう事実上の問題もある。  
それから、年金制度はもとと被保険者、事業主の拠出によつて成り立っておりまして、ございませぬけれども、沖繩県の御要望は、その事業主負担分というのは事実関係が余りはっきりしないか

ら、すべて国庫負担でやつてほしい、こういう御要望であつたわけですね。そういうことでありますと、この費用負担という面につきましても相当大きな問題があるということと、これは沖繩県の方々にも入つていただいで検討したわけですけれども、厚生年金制度を二十九年にさかのぼつて沖繩に適用するといふような措置を講ずることは困難だ。これは沖繩が復帰をした四十七年のときにも当然そういうことは検討をされたと思ひますし、また、事実されたようでございますけれども、やはり今申し上げましたような基本問題があつて、過去にさかのぼつて適用することは難しいという結論でもあつたというふうに聞いておるわけでございます。

そんなことで、沖繩県の御要望を受け入れるということは難しいという結論がこの検討会で出まして、これは沖繩県に私どもも十分御説明もし、沖繩県としてもその検討会の成果といふものを十分受けとめて、地元でも御協議をいただくといいことをいたしております。

それで、検討会といたしましても、そういうこととありますから、今までの二十九年にさかのぼれという御提案ではもういづれもさつちもいかなから、新たな角度から、どこへ手当てが本当に必要か、また、その現実性も踏まえて御提案をいただけないか、そういうものをベースにしてまたこの検討会で検討をさせていただきます。このことと、これは大変難しい問題ですけれども、私どもも先生御指摘のような経緯もございしますので、十分沖繩県とも協議をしながら、何とかこの問題についての方策が講じられる余地がないのかという点については、今一生懸命努力をしておるところでございます。  
○池端委員 経過と現状、問題点はわかりました。新たな角度で沖繩県とも協議をして、何とか結論を見出したいということのようでありまして、大臣、厚生年金等の格差是正問題は沖繩県民の悲願であります。もう党派を超えている。県民挙げて、いわゆる官民こぞつて何とかこれは実現



をしてもらいたい、まさに沖縄県民の声でありますから、総理も検討する、検討中だ、こう言っておるわけでありませぬ。大臣としても、この問題については何とか明確な決着をつけたい、解決をしたいというその決意のほどをお聞かせいただきた

○丹羽国務大臣 沖縄の年金の問題につきましては、たびたび国会におきましても御議論をいたしておられますし、また、沖縄関係議員からも御陳情を承っております。ただいま年金局長からお話がございましたように、これまで本土復帰時及び平成二年の二度にわたりまして特例措置を講じてまいりました結果、本土の給付水準に比べまして六割ぐらゐまで底上げを図ってきたわけでございますけれども、なお大変難しい側面もありません。

経過につきましては、ただいま年金局長からお話がございましたように、これまで本土復帰時及び平成二年の二度にわたりまして特例措置を講じてまいりました結果、本土の給付水準に比べまして六割ぐらゐまで底上げを図ってきたわけでございますけれども、なお大変難しい側面もありません。

私個人といたしましては、やはりできるだけ早い機会に、今後の年金法の改正のスケジュール、こういうものが出てきておるわけでございますけれども、そういう中において、関係省庁とも十分に協議しなければならぬけれども、この問題について幾らかでも救済の措置をとることができな

いかどうか今後検討していきたい、このように考えております。

○池端委員 ひとつ特段の御努力をお願いしたい、こう思うわけであります。

それで、制度間調整事業の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

大蔵省 鉄道共済の財政収支は平成六年度までは構造的に赤字が発生する可能性が高いという状況にある、こういう見通しを懇談会報告書でも、また政府も述べておりますが、この点については間違いないと思っております。

黒字が出ました原因と申しますと、当初見通しました収支では、国鉄改革で若い方がたくさんおやめになりました。こういう方が繰り上げ減額年金を相当規模請求になるであろうという見通しでございまして、確かにたくさん出てはまいりましたが、予想したほどは多くなかったということ、給付費が予想より多少低値であったということ、先ほど申しましたのと、先ほどちょっと申しました六十歳定年制で組合員数が実際より多少多い。したがって、平成五、六年度というごく近い年度に閉じまして見る限りは、繰り上げ支給の請求がこういう短い期間に一度に出るといふことは余り見通しとして現実的なものではございませんので、懇談会の報告にありませぬこと、おりのことである。うとうとうふうに考えております。

○池端委員 先ほど川俣委員からお話がありましたように、この鉄道共済年金のうち自助努力の額は千八百五十億円ということ、これは率直に申し上げて、OBの皆さん、現役の皆さん、もう大変厳しい状況にある。私はまさに過酷ともい

うべき状況にある、こういうふうには思っております。ぜひそういうふうな御認識をいただきたい。

確かに、国鉄時代の年金額は厚生年金よりも高かったことは事実であります。これはその勤務の態様が、夜間であるとか屋外であるとかあるいは汚染、重労働、重労働、こういった現業公務員としての、恩給にその源を發しているからこういう状況になっておったわけでありませぬ。しかし一方、掛金も日本一高かったという現実も忘れな

いでいただきたい、こう思うのです。

現在はどうかといふと、先ほどいろいろ話がありました。特別の措置はもう一切削減、かつ一〇%のスライド停止の抑制措置、こういうようなことが積み重なっておるわけでありまして、厚生年金と同じ要件に換算すると厚生年金よりも低くなっている。はつきりしているのは、もう新規裁定の分は厚生年金よりも下であります。これはもう数字が明確に物語っているわけでありませぬ。

しかも、現職の皆さん方の保険料率はどうか。これは一九・〇九%、労使折半で、本人負担は九・五四%ですか。これは厚生年金の七・二五%に比較して三割も高い、こういう現状ですから私もJRRの職場に参りますと、皆さん方からこの年金の問題で集中的にお話がある。何とか改善してくれないか、この現状を何とか改善してくれないか、一歩でも前進してくれないか、率直な叫びが実はあるわけでございます。

懇談会報告書にも、この鉄道共済の財政状況の悪化には、「産業構造・就業構造の変化」という、組合員、受給者の責に帰しえない要因による側面もある」という述べておられるわけでありませぬ。このことにやはり着目をしていただいて、私はこの自助努力の給付の見直し、保険料の引き上げについては再検討の要がある、こういうふうな思

いで再検討の要がある、こういうふうな思われたい、私には他の年金、共済から財政援助を受けている、こういう厳格な事実というものを踏まえながらも、私は見直すべき時期にきているのではないかと、こう思うわけでございませぬ。

特に、報酬比例部分の再評価の繰り延べのうち三・六%、これが繰り延べされているわけでありませぬ、これについては解除の措置をせむとも講じてもらいたい、こういうふうには思っております。ありますが、これについてはいかがでございませぬか。

○五味説明員 お話にございましたように、この鉄道共済年金の自助努力というのが、制度間調整事業というふうな制度間の成熟度調整の前提になっております。また、他の各制度それぞれに財政事情は苦しいわけでございまして、先ほどお話をいたしました支給開始年齢問題もございませぬ。そういう中で各制度助け合おうということもございませぬので、この自助努力はどうしてもこれは行わざるを得ない。

そこで、御指摘の点でございますが、懇談会におきまして、見直す必要がある、ただ、平成五、六年度においてはこれが継続することはやむを得

ないというお話でございました。したがって、私どもといたしましては、特に今お話のありました再評価の繰り延べというのは、大変過酷な自助努力であるということとは十分承知はいたしておりますので、この懇談会の報告書の趣旨も踏まえて、今後、次期の財政再計算時、公的年金制度の一元化の検討、こういうものが間近に迫っておりますので、こういった検討の際にこの見直しを関係者と協議してまいりたい、こう思っております。

○池端委員 この点については、年金担当大臣である丹羽厚生大臣にもお尋ねをしたいと思っております。

先ほど川俣委員も言っておりましたけれども、戦後の国鉄というものは、田崎鉄や樺太、中国からの引揚者をもう大量に抱え込んだ。そして、さらに分割・民営というふうな状況もあつた。したがって退職者が激増する、それによつて今日のようにな成熟度になっているわけでありませぬ。こういう構造上の問題があるわけでありませぬので、私は、公的年金として負担と給付の公平化を図るといふ観点からも、今直ちにとは申しませぬ、ことしやれとは申しませぬが、来年は次期再計算の時期なんですから、この時期に向けて見直しの検討をせむ行つてもいい、こう思います。大蔵省もそのような趣旨の御発言があつたと思っております。

再度大臣から、年金担当大臣としての決意のほどをお伺いしたい、こう思うのです。

○丹羽国務大臣 国鉄がJRに移管をいたしましたから、大変な経営努力をなさつて赤字も減つてきておるといふことでございまして、心からこの努力に対しまして敬意を表する次第でございませぬ。

また、先ほどから先生が御指摘のような自助努力におきまして、保険料の適正化であるとかあるいは年金水準の適正化、さらにJR各社の負担の

こういう問題につきましては、私どももその努力に対しまして評価をいたしておるわけでございませぬ。

すけれども、今回の法律におきまして、御案内のように、鉄道共済などに對しまして九百七十億円の支援を厚生年金あるいは地方共済年金などからお願いをいたしておるわけでございます。ですから、JR共済の關係の方々からはそういうような意見を私も十分に承つておるわけでございまして、その一方におきまして、厚生關係の皆さん方からは、なぜこういうことを私どもが強いられるのか、こういうような指摘を受けていることも紛れもない事実でございます。

私どももいたしましては、平成七年の公的年金一元化に向けて、ひとつ各共済も厚生年金も一緒になって年金の一元化を図るような体制のためにも、なおひとつ自助努力を続けていただきまして、身軽にすつきりした形で、歓迎されて、オールジャパンの要するに公的年金の一元化を図っていききたい、このように御理解をいただきたいと思っております。

○池端委員 私どもは、本日の附帯決議で、次期再計算時期においてこの見直しの検討を行うという方向でこの委員会の意思を集約したいということとで今考えておりますので、ぜひその委員会の十分な意思を体してこれから大臣も当たっていただきたいということを強く要望申し上げておきます。

最後に、私は、この厚生委員会に年金問題についてのフリーな討論をする場というものをぜひ設けていただきたい、あるいは年金問題小委員会というふうなものを設置していただきたいということとを厚生委員長にぜひお願いをしたいと思っております。

一九八九年、ドイツの国会で年金改革が可決されました。このドイツの年金改革に学ばなければならぬことは、年金改革に当たり政治の争い、政争を持ち込まないという姿勢を政党や労働組合が貫いた。これは非常に大事な点ではないか、私はこう思うのです。したがって、あの法案は、緑の党を除く全会派一致してあの年金改正が行われた。

やはり政党政派を超えて、国民のこの年金問題に寄せる関心が強いということを踏まえて、我々は立法府の議員として十分の問題について真剣な討論を交わして、でき得れば一致した内容のものをまとめていく、こういう状況をつくっていくことが望ましいのではないかと。そして、いたずらに政府提案を待つて、政府提案が出てきたからこれに賛成をする、そういう受け身の姿勢ではなくて、こういう円卓会議で各党の皆さんそれぞれ自由闊達に年金改正について論議をする、あるいは年金問題小委員会を設けて、そして各党がそれぞれ年金改正について意見を持つておるわけでありますから、それをお互いにおつけ合、そしてよりよい成案を得る、こういうような形にしてはどうかという意味でこの提案をいたしますので、委員長においてぜひ後刻お取り計らいをいただきたい、このように要望申し上げます、私の質問を終ります。

○浦野委員長 池端清一委員のたゞいまの御提言につきまして、後刻各党、理事会の皆さん方で御検討いただくということで、御了解をいただきたいと存じます。

○池端委員 ありがとうございます。

○浦野委員長 森井忠良君。

○森井委員 私も今質問いたしました二人の同僚議員と同じように、鉄道共済を破産させてはならない、したがって、当面の措置としてこの法案については賛成の立場で議論をしていきたいというふうに思うわけでございます。

（委員長退席、山口（俊）委員長代理着席）  
○丹羽國務大臣 たゞいま先輩の森井先生が御指摘になりましたとおり、高齢化社会を迎えまされるかという観点から、公的年金制度の充実というものは大変不可欠な問題でございます。そういう観点に立ちまして、私どもは、まず現役世代と年金世代のバランスや制度間の公平を図るということが大事だと考えております。

いずれにいたしまして、こういった考え方に立ちまして、負担と給付のあり方、さらに平成六年の財政再計算時の問題となつております厚生年金の支給開始の問題等につきまして、率直なる御意見を賜れば幸いですと思っております。

○森井委員 随分御親切な答弁をいただきました。ありがとうございます。そこまでの答弁は期待しておりませんでした。いずれにいたしまして、日本の公的年金制度を守るといふ立場でも、制度間調整も行われる必要がある、そういうことを申し上げたわけでございます。

そこで、ちよつと気になることがあるのです。それは今回の財政調整の期間であります。これは来年度、平成五年度並びに平成六年度、二年間の暫定措置と理解をしいのか、お伺いします。

○山口（剛）政府委員 制度間調整事業につきましては、もともと一元化が完了するまでの間の当面の措置として助け合うということになっております。それで、一元化がいつ完了するかという点については、法律上ははっきりしておらないわけでございますが、先ほど申し上げておりますように、政府といたしましては平成七年を一元化の完了の目途といたしておりますので、今回の法案では当面この措置を継続するというお願いをいたしております。法律の本則の一元化が完了するまでの間の当分の期間延長をさせていただくということ、五年、六年というのは、具体的な数字に至るまで関係者の合意形成ができてくるわけでございしますが、それ以降どうなるかという点につきましては、

現時点では制度上は白紙でございます。ただ、私どもは、平成七年を目途に一元化を完了するということにはいたしておりまして、平成七年に一元化の制度ができて、その一元化の新しい制度が平成七年から発足するということになれば、五年、六年だけの措置で済む。仮に平成七年を目途に検討をしております一元化の制度が平成七年から実施されない、あるいは方針が決まつておつても実施の時期については少し延びるということになれば、その間も今回の当面の措置が続く、制度的にはそういうふうな考えをしております。

○森井委員 制度間調整の懇談会、ここで議論をしたのは前提があるわけでしようけれども、一応公的年金の一元化は平成七年にできるといふことで、二年間の措置ということになったのかもしれない。

これは申し上げるまでもありませんが、先ほど来話がありましたように、JRグループの皆さんの自助努力というの胸が痛みます。大変劣悪な年金で我慢をいらつしやいますし、またお金を出される各グループも大変だと思つて、その認識は私もしております。同時に、出す側もこれは大変なんです。山口さん、出す側も大変なんです。だから、いつまでも続くということでは合われら、それはいい返事は返つてきませんよ。今回もとりあえず二年なら各制度とも、支援をする側であります、我慢をしようということになつては、それでしよう。これが五年も六年も、まだ先まで続くということになれば、そこまでおつき合いをしようかということになるはずがない。その意味で、やはり今度の法案というのは二年間の暫定措置だ、こういうふうに思うわけ

再度その点についてお伺いをしますが、確かに法律の中身を私も見ましたら、変わつております。今までは法律の中で平成二年から平成四年まで、これは国会で修正をしてそうなつたわけですが、御存じのとおり本当はあともう二年原案ではあつたわけですが、しかし、国会の意思で三年間で

切った、こういうことになって今日に至っておるわけでありませう。したがって、トータルで五年といえは来年と再来年、これも当初から話し合われてきたことですから、私どももやむを得ないという感じを持っております。

ところが、法案では、今度は変わりました、この財政調整というのは「当分の間」といふように全部文言が変わっております。今までは、くどいようでありませうけれども、平成二年から平成四年度まで、この三カ年間ということでは国会の修正もあつて法律ができています。それが今度は「当分の間」ということになりまして、今申し上げましたように、各制度間で話し合われ、そしてそれぞれ、例えば懇談会等で議論をされたことはあと二年ならいいじゃないかということなので、「当分の間」ということになると、これは今局長いみじくも答弁をしたように、これは後で聞きますけれども、公的年金の一元化ができれば、極端に言えばあと五年でも十年でも十五年でもできるという法律になっておるわけです。再度明確な御答弁をいただきたい。

○山口(剛)政府委員 懇談会におきましても、先生御指摘のとおり、当面、五年、六年というものは継続をしていくべきだという御議論がございませう。ただ、懇談会におきましても、この措置というものは、自助努力を前提としながら費用負担の調整を金額面で限定をしていく、今回の延長をお願いをしている、そういう趣旨の制度であるから、もしこの特例措置がなければ、金額面で限定をするとならざるを得ない。そういう制度になつていんだから、一元化が完了するまではこの措置を維持するというのが適当ではないかという御議論がございました。

そして私どもも、ただそう言ひましても、私どもも先ほど来申し上げておりますように平成七年に向けて一元化完了を目標にして努力をしているので、そこは精いっぱいやつてもらつて、当面この二年間でこの措置が終わればそれが望ましいと

いうことで、懇談会としても、先ほど触れられましたけれども、平成七年を目標にしているということなら、もつと政府はこの一元化の問題を一生懸命やれというような御示唆も改めていただいたということ、私どもは五年、六年こういう措置をとる、七年に入れば一元化の方向が出るということ、で努力をさせていただきたいと思つております。

○森井委員 努力というのはやるということじゃないので、廃止になることもあると思うので、仮にこれが平成七年以降に回るようなことがあれば、もう一度懇談会を開くとか、あるいはもう一度各制度間に説明をして了解を得るとか、最低それだけの信義上の手続というのは要するんじゃないか。

○山口(剛)政府委員 私の一存ではつきり申し上げることはできませんけれども、私自身は先生の御指摘はもつとだと思ひますし、私どもも仮にそういうことがあれば、単純に延びていくというようなことはあり得ないと思つております。

○森井委員 そこで問題は、平成七年に一元化ができるかどうか。私は率直に申し上げまして、今までの自分のささやかな経験で申し上げても、七年に一元化ができて、直ちにこの制度間調整が終わるとはとても思ひません。

昭和五十九年の公的年金制度の改革についての閣議決定であります。どうも平成七年を目途と、あの当時ですから昭和七十年ということになるんでしようけれども、目途と書いてあるんだ。そして、今気がついてみれば、早く閣議で決定したけれども、政府の作業というのは遅々として進んでいなくて、ようやく今日を迎えて年金審議会等で議論が始まったという段階で、残りはいくつか二年しかない。本当にできるんですか。

大臣、決意をちよつと聞いておきたいんですけれども、今申し上げましたような事情で平成七年以降に一元化がずれ込みますと、これは各制度間の信義の問題にも発展しますので、本当に七年にできるのか、どうですか。あなたのきのうの提案

理由の説明の中でも、平成七年やりますというふうにはなつておりましたけれども、その点だけお答えください。

○丹羽国務大臣 私ども、平成六年に財政再計算を行い、そのときに厚生年金の支給開始問題について国民の皆さん方の御理解を得て、そして平成七年には公的年金の一元化を図る、これはスケジュールでございます。この線に向かつて鋭意努力をしていく決意でございます。

○森井委員 一元化に向けての議論というのは、先ほど池端委員からも説明がありましたように、制度審の第三次の数理部会で三つの案が出た。これが一つ。それからもう一つは、昭和六十三年の年金審議会が出た結論らしきもの、この二つしかないんです。

年金審議会の方は、被用者年金各制度にそれぞれ歴史や沿革があるので、各制度を存置したまま、残したままミミマムの共通の新しい単一の制度をつくつたらどうか。これは同一の報酬比例給付、同一の保険料、つまり同じ保険料と同じ給付、二階部分についてまとめたかどうか、こういうことですね。これは年金審議会というふうになつていますが、当然のことだと思ひますが、恐らく厚生省がたたき台を出して最後はまとめたんじゃないかという感じがします。ただし、これは厚生省の責任ではありません。あくまでも年金審議会の責任でありますけれども、当然答申されるうというふうな考へておられますが、これも一つの方法ですね。

それからもう一つは、先ほど話があつた制度審の三つの考へ方です。私は、先ほど披露があつた中で一番いいのは、何もかも合わせた統合一本化がやはり制度審の答申の中で一番傾聴に値する。また、そうなければ日本の年金制度というのはばらばらになつてしまつていくことがあるものから、統合一本化の努力をすべきだ。私の意見であります。そうでなければ今の制度間調整のみならず、お互いに補ひ合うしかないのかな、こ

の二点だと思つてますよ。あとは複数の制度をつくる云々というのが入つていますけれども、これはもういただけない。

統合一本化は非常に難しいという意見がおります。これは私も先ほど申し上げましたように、制度の沿革も違つて、持っている財産も違つて、すから、一本にしろというのには相当私は難しい問題だと思ひます。しかし、これを放棄したら日本の公的年金はもう世界の笑い者になる、私はそういうふうな考へております。極端な議論ですが、やろうと思へばできるんですよ。だから、今の制度は今の制度でそのまま残しておいて、これから新たに会社あるいは役所に採用される人から適用すれば、もの四十年もあれば一本化するのですから。

年金制度の大改革というのは三年や五年じゃできない、当然のことですけれども、その意味からいけば、今申し上げましたように三十年か四十年かけて一本化の方針を出して、そして新規採用者から、新規加入者からでも進めていった方がいいのではないかと、私はそういう感じがするわけですが、いかがですか、山口局長。

○山口(剛)政府委員 御指摘をいただきましたように、私どもも一元化の目指すもの、理念というのは、産業構造や就業構造の変化にも耐え得る長期的に安定した制度にする、そのためにはより安定した保険集団が望ましい、それからまた給付と負担の両面にわたつてできるだけ公平なものにしていく、それから国民の皆さんへのサービスあるいは業務の効率化ということを目指し、これが一元化の理念でもあるし、必要性でもあると考へております。

その観点からいたしますと、先生に御指摘をいただきました統合一本化案というのは、今申し上げましたような一元化の理念に最も合致する、また国民の皆さんにとつてもわかりやすい制度だ、私自身もそういうふうな考へております。ただ、これを具体的に現実化していくに当たりましては、先生から経過措置について御示唆をい

ただきましたけれども、そういうことも含めまして、今までの過去のそれぞれの運営の結果として積立金というふうなものが各制度に生じておる。それから、それぞれの制度がそれぞれの保険集団にふさわしい業務あるいは施設等をやっておる経緯がございますので、そういった面を含めて、経過措置の問題ももつとございまして、関係者の合意形成を得るということにつきましては三案それぞれ問題があるかと思ひますけれども、この合意形成を図るのが一番難しいのもまたこの統合一本化法であろうと思ひます。

そういうことも念頭に置きまして、また先生の御指摘をいただきました点も念頭に置きつつ、十分検討させていただきますと思ひます。

○森井委員 厚生省は、その年に大法案を抱えたような場合には、少々人事異動を延ばしてでもその人をずつとそこへつけておく、そのかわりに偉くなるのを妨げないやいけませんから、そこからずつと次官になるといふようなコースがあったのですよ。今答弁をしてくださいました山口局長、それから故人になられた山口局長などはその典型的な例じゃないかと思ひます。

あなたは統合一本化は望ましいが、各制度間の了解を得ること、その他大変な問題があるという御指摘がありました。

しかし、申し上げておきますが、あなたが在任中かどうかわかりませんが、ずつとこれは追求し続けませんか、大臣本当に、例えば年金問題なんかで閣僚懇談会なんかできるでしょう。ところで、一年たつたらまたおかわりになる。そう言つてはまことに失礼ですけれども、余りお詳しくない方が当然閣僚懇談会の中にお入りになるわけですから、問題があるのですよ。続かない。年金というものは、先ほど言いましたように三十年も四十年も先を見越してのものなんです。その点、私は気になるところでありました。

それから厚生省の方も、局長その他の人事は、これはせいぜい二、三年ですよ。それでまた、そう言つてはおかしいですが、素人が年金局長なら

年金局長になる。継続性がない。だから置けというわけじゃないですよ、山口さんも偉くなつてらわなければいけませんから。ちゃんと引き継いでいく者をつくっておかなければ、将来の年金行政は私はいいものがないと思ひます。これは答弁は要りませんから、そのことだけちょっと申し上げておきたいと思ひます。

そこで、私が統合一本化と言つて、皆さん理想じゃないかという願をしておられましたから、じゃ具体的にどうするか。もうそれは厚生省もある程度イデムを出して、一元化については平成七年からこういふふうにしていこうという腹案はないのですか。あえて言えば、年金審議会は、これは厚生省、厚生大臣の機関でしょう。法律に基づく機関ですから、年金審議会が出したいわゆる二階部分の統合案、給付も同じ、保険料も同じ、そしてその勘定は社会保険庁がちゃんと持つという形になるのかなという感じもするわけでありますが、この点についてどうですか。

○山口(剛)政府委員 一元化の問題につきましては、先ほど御報告をさせていただきましたように、当面検討を急げ、それで年金審議会におきましても、ほかの問題と同様にこれは大変重要な問題なので、大きな項目として議論をしていきたいというところで項目に挙がっております。

それで、秋までには年金審議会としての意見をまとめようという段取りでございますし、各共済組合におきましても秋を目標にそれぞれ検討をしようというところでございますので、先生の御指摘の点につきましては、この年金審議会の中で、過去に御提言もありますけれども、それも含めて大いに議論をしようということでございますので、御議論をいただきます。私どももできれば年金審議会としてこの一元化問題についての見解を秋までにまとめていただきたいということで、それを目標にして側面から努力をしてまいりたいと思つております。

○森井委員 私も中身を知らないわけじゃないものですからね。どういふ結論が出るにしても、何

があつてもこれは大変だな。二階部分の統合だけでも相当問題がある、これはもう積立金が違つてから。

それから共済年金は、昭和六十一年からはちゃんと職域年金部分というのができましたよね。それ以前はなかつたわけですよ。だから、どこまでが報酬比例部分でどこまでが職域年金部分かというの、昭和六十一年以前の既裁定年金の方はわからないわけですよ。だから、いわゆる厚生年金相当分、報酬比例部分を統合して同一保険料と同一給付ということにしても、これだけでも私は分けるのは不可能だと思ひます。だから、一定の乗率でも掛けるというふうな言いかけんことをすれば別でつけられども、これは迷惑な話で、あくまでも職域年金部分というのは、共済組合については厚生年金部分の二〇%増しというのは六十一年以降ですからね。これも大変なことなんだ。つまり、後手後手でいくものだから、結局後からつじつまを合わせようとしてもなかなか難しい、こういう状況があることを申し上げておきます。これはもう答弁も難しいと思ひますから、要りませ

ん。そこで、厚生省ができることもあるのですね。例えば年金の現業務の問題です。基礎年金については、これは全国民加入で、被用者もそれから国民年金の自営業者等も一本ですから、ここだけはくつてもう年金番号があるのですか。

○佐藤(隆)政府委員 年金制度の運営に当たりまして、現在、制度ごとに番号をつけておりますので、基礎年金に一本の番号があるというわけではございません。

○森井委員 私、心配するのは、万一と申し上げてはちよつと語弊があるのですが、平成七年から年金の一元化ができるかと仮定した場合に、とりあえず直ちに社会保険庁は御活躍をいただかなきゃならぬことになるわけでありまして、これは準備をすれば今からでもできるのです。方針が決まらぬから難しいはわかりません。しかし、共済グループなどの年金番号も一本にして一元化をすれ

ば、当然全国民に通じる年金番号というふうなものをつくるのですか。

それから、時間ありませんからついでに、御苦労願つていらっしゃる年金業務の場合どういふ課題があるのか、これからそれをどういふふうに変善をしていこうとするのか、お伺いをいたします。

○佐藤(隆)政府委員 御指摘の年金番号でございますが、先ほど申し上げましたように、制度ごとに加入者に年金番号をつけて膨大な記録管理を行つておりました、各制度を通じた記録管理は行われていないといったような問題もございまして、また、そのために年金相談あるいは年金裁定というものも時間を要するといったような問題もございまして、制度運営の適正化ということ、特に私ども考えておりますのは、加入者のサービスの向上ということがございます。

そのため、年金現業務の一元化の要素でございます年金番号の一本化を図ることいたしました。全制度共通の基礎年金番号を設定し、この基礎年金番号をキーといたしまして各制度間で情報交換を行える体制を整備する必要があります。このように考えておりました、現在その検討を進めていくところでございます。

それから、御指摘のどういふ課題があるかというところになりますと、現業務の面で申し上げますと、ただいま申し上げましたように、やはり何と申ししても加入者に対するサービスの向上というところでございまして、そのためにこの年金番号の一本化というのが大きな軸になるのではないかと考えております。

○森井委員 やはり全国民に通用する年金番号というの、これは早晩もう必要になつてくると思ひます。今の答弁によりましてやる気になつていらいふ思います。その場合に、単に年金だけに使うというの、これはもつたないですね。所得の捕捉その他納税にも使えるのではないかと。これは大蔵省が使うのか使わないのか知りませんが、それもあ

ります。今一例を挙げましたけれども、他の納税番号等に使わせると言ったらどういうことになりませうか。その辺聞かせてください。

○佐藤隆政府委員 ただいま申し上げましたように、私もどなたもいたしましては、受給者に対するサービスあるいは国民年金の適用を的確に進める、このようなことで年金番号の一本化、つまり、年金制度の適正な運営の観点からこの年金番号の一本化が必要と考えているわけでございます。

御指摘の納税者番号の問題でございますが、これにつきましては、政府税調におきまして、年金番号を使う方式あるいは住民基本台帳を使う方式というものを中心に、幅広い観点からの検討が行われているわけでございます。

一本化された年金番号を納税者番号として利用するかどうかでございますが、これは政府税調なりそちらの検討の場で一定の方針が定められるものと考えておりますので、その方針決定を待ちまして適切に対処してまいりたいと考えております。

○森井委員 年金の一元化についてはこれぐらいにいたしましょう。

清算事業団の皆さん、きょうはどうも御苦労さまでございました。やぶから棒で恐縮でございますが、大きな仕事として株の売却、それから旧国鉄が持ち前の土地の売却等々大切な仕事が残っていらつしやるわけですけれども、株はいつごろ売却を始められますか。

○石月参考人 私どもの債務償還財源の大きなものは、土地と株が一番大きゅうございます。株式につきましてはできるだけ早く売却をして、私どもの債務については毎年一兆五千億近い金利負担がふえてまいりますので、できるだけ早く大量に元本を償還して債務を返済したい。その意味で、できるだけ早く株を売却したいと考えておりますが、御案内のように経済情勢の急変で、株式市況は非常に混乱をしているわけでございます。実は、昨年度も売却予定で、J R東の株二百萬

株の売却を予定して計算に計上いたしておりましたが、昨年の株式市況等をにらみまして、昨年夏の総合経済対策の中で、平成四年度は見合わせるということになっております。私もどなたもいたしましては、平成五年度に入りまして、市況状況その他もよくにらみまして、できるだけ早期に売却に踏み切りたいというぐあいに考えている次第でございます。

○森井委員 土地はどうですか。

○石月参考人 土地の売却状況でございますけれども、御案内のように、現在は未曽有の不動産不況でございます。現在におきましてもまだやはり地価の下げどまり感が出てこないというようなことがございまして、土地の売却につきましても大変苦労をいたしております。

先生御存じのように、事業団が発足いたしましたときはちょうど土地の高騰が始まりましたときでございます。私どもの持っております土地は国有財産に準ずる公共的な資産であるということと、一般的には競争入札というのが原則でございます。しかし、競争入札をやるとほかの地価を引き上げるといふので、その原則的な土地処分手段である競争入札がほぼ凍結状態になりまして、そのために私どもの現在の土地を買っていただく、売ります大宗というのは、やはり地方公共団体が公共用に使う土地ということになっております。そういう意味で、地方公共団体の方に買っていただくように政府部内を挙げていろいろな措置をとっていただいておりますけれども、いずれにしろ地方公共団体の方も利用計画を決めるのに時間がかかるかと、さらには土地がまだ下げ傾向にあるとか、いろいろな事情がございまして、目下のところ、なかなか予算で計上したような土地売却目標が達成しがたい状況にあるということでございます。

○森井委員 大変御苦労も多いことと思いが、いずれにしても株も土地も、あなたの方の仕事として最終的にはどっちも売却されるわけです。

そうすると、これもまたことに聞きたい話でございますが、清算事業団というのはいつごろまで存続される見通しですか。これはむしろ運輸省の方がいいかな、ゆつくり、はつきり答えたい。

○鶴野説明員 お答えいたします。

清算事業団の業務は、基本的には国鉄の権利義務の清算でございます。したがって、積極的にその拡大が図られるという性格の業務ではありませぬので、いつかその業務を完了する時期が到来するものでございます。しかしながら、再就職促進業務につきましては既に終了いたしましたけれども、債務の償還でございますと、今先生がおっしゃいました土地等の資産の処分、その他権利義務の処理などにつきましては、それぞれ相当の期間を要する業務でございます。現時点でその期間を確定することはなかなか困難でございます。

なお、今事業団の理事長の方からもお話がありましたように土地処分を行っておりますが、これにつきましては、閣議決定で平成九年度までに実質的な処分を終了するということがございまして、これに向けて努力をしております。

○森井委員 私が聞きにくいことを聞きましたのも、今度の制度間調整で事業団は毎年一千億のお金を出していらつしやる。それだけでないわけでしょう。例えば追加費用というものがあつたね。もう時間の関係で私から申し上げますが、お聞きをいたしましたら、年間三千五百二十億円くらい追加費用だけでお出しのようでございます。これはもう大変な金額ですね。しかも、先ほどもお聞きしましたように、清算事業団というのはいつまでもあるものではない。いずれにしてもやがて解散をされる時が来る。一体この負担をどうするのかわからないことがお伺いしたわけでございます。

これは大蔵省、そうなった場合、国がちゃんと事業団にかつて必要な経費を払いますね。

○五味説明員 今の追加費用の話でございます。

が、この追加費用につきましては、清算事業団の業務でございます長期債務の返済、この業務そのものの一部をなしております。したがって、この業務がいつの時点で終了するかはともかく、これは清算事業団の業務として全うしていただく必要のあるものでございます。

ちなみに、この追加費用と申しますのも、御承知と存じますが、その資格を持った方は徐々に減ってきておりますし、資格対象期間も小さくなつてきています。これも先ほど鶴野課長から御答弁があつた清算事業団の業務と同様でございます。いつの日かなくなるものでございます。

いずれにいたしましても、これは清算事業団の長期債務の返済という業務の一部でございます。この実行には遺漏のないようにしていただきたいというふうにご考慮をしております。

○森井委員 遺漏のないように措置をするということですから、一応いざというときは国が出ていく、そして清算事業団の負担については肩がわりをする、そういうふうにご理解をしておりますか。

○五味説明員 ちよつと言葉が足りませんで失礼をいたしました。

清算事業団が業務を実施するために必要な資金と申しますのは、先ほどお話のありますような土地の処分あるいは株の処分、こういうことから捻出をされてまいります。こういふ自己資金で最終的に対応し切れないう場合は、この部分につきましては国において処理すべき債務の増加という形になることでございます。

○森井委員 はつきりしたからそれでいいんです。先ほど来お聞きのように、年金の一元化という場合に、失礼だけれども、今きゅうきゅうしていらつしやる鉄道共済の皆さん、手ぶらで統合というものはあり得ないと私は思うのです。積立金は何ともしようもなくなくなつていまして、二千五百億しか残っていない。これも現金じゃない。現金が二千五百億ではありませぬ。それは組合員への住宅その他の貸し付けもありませんか。

ら。だから、使える金はほとんどないのですよ。何か財産を持っていかなければ、統合統合といっ

てもそう簡単にいきませんよ。それから、それ以外でも、とりあえず二三年間だけでも、毎年一千億清算事業団が出されま

すが、この程度の規模の金は、それこそ自分の間、統合の場合には用意をして、覚悟していか

なければ、年金の一元化といつてもそう軽々にい

ない。だから、満額とは言わないけれども、今申し上げた積立金に相当する額。

それから追加費用というのは、私もあなたと同

じように、これは随分年月がたつて、これは恩給とか旧共済に充てるものだから、恩給それから

旧共済のときの支払いですから、言葉は悪いで

すけれども、だんだん人数が減っていくから金額は減るのかなと思つたら、減っていないのですよ、

これは。大蔵省、わかっていますか。速記録に残すのだから答弁してください。

○五味説明員 対象者の減あるいは対象期間の減はございませうけれども、物価スライド等による単価の上昇がこれを上回っているということで、結果的に総額がまだ上昇の傾向にあると理解して

おります。○森井委員 ついでに憎まれ口をたたきますと、公経済負担分、もう民間になつてからはなくなつたようでありませうけれども、これはN.T.Tも同じですけれども、公経済負担分について今までは運賃収入で出さしておつたんですよ。それは理屈からいけば、国鉄というのは税金を払っていない。N.T.Tも税金を払っていないという理屈があるのかもしれない。しかし、国家公務員はもちろんです。いわゆる公社公団の皆さん、事業団もありませうけれども、そういうところの公経済負担分というのはちゃんと国が見ている。だから、大きな原因ではないかもしれませうけれども、やはり国鉄なりあるいは日本鉄道共済のやりくりの難しさというのは、その辺にも私はあつた

○森井委員 ついでに憎まれ口をたたきますと、公経済負担分、もう民間になつてからはなくなつたようでありませうけれども、これはN.T.Tも同じですけれども、公経済負担分について今までは運賃収入で出さしておつたんですよ。それは理屈からいけば、国鉄というのは税金を払っていない。N.T.Tも税金を払っていないという理屈があるのかもしれない。しかし、国家公務員はもちろんです。いわゆる公社公団の皆さん、事業団もありませうけれども、そういうところの公経済負担分というのはちゃんと国が見ている。だから、大きな原因ではないかもしれませうけれども、やはり国鉄なりあるいは日本鉄道共済のやりくりの難しさというのは、その辺にも私はあつた

○五味説明員 当初千八百五十億円の自助努力を

○五味説明員 当初千八百五十億円の自助努力を

○五味説明員 当初千八百五十億円の自助努力を

○五味説明員 当初千八百五十億円の自助努力を

○五味説明員 当初千八百五十億円の自助努力を

○五味説明員 当初千八百五十億円の自助努力を

それでやってみたら、結果として平成二年、平成三年の二年間で百九十八億円の黒字ということでありまして、まことに結構なことだと思ひます。理由についても先ほどもお伺いをしたわけでありまして、それは理解できるわけでありませうが、ちよつと念のために平成四年度の見通しはどうでしょう。

○五味説明員 平成四年度につきましては、現行の制度間調整事業と自助努力の枠組みが引き続き維持をされておりますので、現在の見通しでは、恐らく平成三年度とそう違わない程度の相応の黒字が出るのではないかというふうに思つております。

○森井委員 そこで、これもまた非常に聞きにくい質問であります。人の懐に手を突っ込んだよくな感じがするものですから言にくいのでありますが、見ますと、ちよつと約束違反があるのですよ。積立金は、これはもう国会の修正によつてその他という項目に、鉄道グループの自助努力の中のその他に入つて二百億。これは当初百億だった。百億積み足しをしたのは積立金を取り崩すということであつたわけでありませうが、結果から見ますと、平成二年度四十四億取り崩しをしてい

らつた見えますが、平成三年度は取り崩しをい

ま出されずに、結果として減額をされておる。

支援をする側は千五百億、これは毎年耳をそ

ろえて出してきておるのです。支援される側が財政にゆとりがあつたといつて、取り決めた積立金の取り崩し百億円を勝手に減額するとい

た場合には責任を持つて鉄道共済の積立金の取り崩しで対応するという考えには変わりはないま

○森井委員 もうこれ以上言いませんが、どんなに言いわけをしても、各制度間が了解をして千八百五十億の自助努力と決めたんだから、それが取り崩しをしないでいいなら、各制度の皆さんは

○森井委員 この点については、財政的には将来いい傾向だと思つので、注意をしながら財政運営をしていただきたいというふうに思つてござ

○森井委員 この点については、財政的には将来いい傾向だと思つので、注意をしながら財政運営をしていただきたいというふうに思つてござ

○森井委員 この点については、財政的には将来いい傾向だと思つので、注意をしながら財政運営をしていただきたいというふうに思つてござ

○森井委員 この点については、財政的には将来いい傾向だと思つので、注意をしながら財政運営をしていただきたいというふうに思つてござ

○森井委員 この点については、財政的には将来いい傾向だと思つので、注意をしながら財政運営をしていただきたいというふうに思つてござ

います。

そこで、いろいろ聞きにくいことを聞いたのですけれども、この際、厚生年金グループ以外に支払い側、御無理を言いました一つの制度だけ来てもらってあります。今までの一連のやりとりを聞いて、これは懇談会その他ではかなり激論もあつたようでありまして、自治省として地方公務員共済を抱えてどういふ感じを持っておられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○川村説明員 制度間調整につきましては、公的年金制度一元化の完了に向けての当面の措置、こういうことで、平成二、三、四と被用者年金制度の共通給付部分について各制度が共同して負担する、こういうことでやってまいりました。結果として、私どもの関係の地方公務員共済としては年々かなりな拠出をしてきたわけでありまして、現在お願いしております法改正の中で、さらに引き続き年々かなりの拠出をしなければならぬということがありますけれども、これも現在の国鉄共済組合の財政状況なりあるいは組合員数の減少してきた状況なり、こういうものを勘案いたしますと、私どもとしてもやむを得ないことではな

いかな、かように心得ている次第でございます。○森井委員 もう時間の関係で、この一問でやめます。

理解をしてあげてほしいと思ふのは、大変なのですよね。地公済についてもそれぞれ分担をされるわけでありまして、調べてみたら、何と一番大きな負担というのは基礎年金なのです。基礎年金勘定にはすくお金を出している。今の地方公務員の関係で言いますと、拠出金を基礎年金勘定に対して四千八百六十三億お出しになっておられて、それで交付されるお金というのは三千六百八十六億です。差し引き千七百七十八億円の持ち出しです。

厚生年金に至っては大変中の大変でありまして、拠出金が四兆二千六百四十六億、これは九〇年度の資料で恐縮であります、それだけ出しておられる。厚生年金グループが受け取っております。

す交付金は二兆二千二百二十二億、実に毎年二兆円のお金を厚生年金のグループは出している。もとも国民年金、基礎年金は、年金統合のために、意図としては悪くありませんけれども、実際はもうつづれかかった国民年金の勘定をオールジャパんで救済をするという意味が非常にあつた。これは明確に私は申し上げておきたいと思ふのです。したがって、これ以上各制度から鉄道共済なりあるいはまた国民年金、基礎年金にお金を出すというのには非常に厳しい状況にあります。したがって、この点も統合の場合あるいは一元化の場合、十分考慮する必要があります。あるいは今度の制度間調整でも同じでありまして、出す各制度も大変な財政状態にある、このことだけは明確に申し上げておきたいと思ふのです。

答弁をされると、またまともな答弁は返ってこないと思ふから、とりあえず警鐘を鳴らして私の質問を終わります。

○浦野委員 以上で午前中の質疑は終了いたします。

参考人の皆様方には午前中ありがとうございました。また、午後からもひとつよろしくお願ひをいたします。午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後一時五分開議

○浦野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小松定男君。

○小松委員 午前中に特別措置法の一部改正について質問がされておりますので、重複をできるだけ避けながら質問をしたいと思います。また、確認も含めてしていきたいと思ひます。

午前中に出ておりました公的年金の一元化について、平成七年にこれを行いたいということ、厚生省も努力する、こういうこと言ってきたわけ

でございますが、これはしかし内容を詰めてみますと、なかなか難しい問題もあるように思ひます。

そこで、今後の推移を見なければならぬと思ひますけれども、その中で私は、答弁が自助努力、特に今回出されております国鉄退職者のことについては、自助努力ということ、非常に強弁していると思ひます。そうなりますと、一元化ということが他の年金との関係におきましてもそう簡単にいくとは思われません。なぜいかないか。合意形成、これが非常に難しいことだと思ひます。この理由は一体何か、こういうことになれば、もう言わなくても負担と受給の関係、これが主な理由になるだろうと思ふのです。

そこで考えなければならぬのは、自助努力、自助努力ということ、各制度年金に対してそういうことだけだといふならば、なかなかこれはまともな話だと思ひます。これに対して実施をするには、社会保障の関係という立場からいへば、国の財政支出というものを当然考えていかなければならぬということだと思ひます。そこで伺いたいのですが、国の財政支出を含め、一元化というのに対しての決意がどうなのかというのをここではお聞きしておきたいと思ひます。

○山口(副)政府委員 一元化の問題につきまして、先生御指摘のとおり、私どもは当面平成七年を目途に鋭意検討を続けておりますけれども、実現までには大変難しい問題を抱えております。しかし、先ほど御説明をさせていただきましたように、当面各制度でこの一元化の問題について詰めて、そして秋ぐらいいにはその結果を出そうではないか、そうした上でさらに検討の場を設けようということ、議論をさせていた段階でございますので、私どものそういう努力というのを見守っていただきたいと思ひます。

この一元化との関連で国庫負担という御指摘がございましたけれども、年金に対する国庫負担につきましては、御承知のとおり各制度が分立をし

ている。その中で国庫負担についても各制度ごとにまちまちであったのを、六十一年の改正のときに基礎年金という制度を導入いたしまして、基礎年金、いわば年金制度の土台になる一階の部分について国民みんな支えていく、その基礎年金に三分の一の国庫負担を導入する、二階部分以上はそれぞれの拠出でやっていくということ、今度の制度ができておるわけでございます。

したがって、これから一元化問題を議論をいたしていく場合に、この国庫負担の問題をどうするかという議論は当然出てきようかと思ひますけれども、それ以上に、二階部分以上の制度をどういふふうにしていったらいいのかが、このことを関係者が真剣に議論をする中で、何とか方向を見出していききたいというのが私どもの立場でございます。

○小松委員 この一元化については、今指摘しましたように国の財政支出等を十分勘案して、私は、むしろ一階部分の方は三分の一ということの負担でございますけれども、これは本来ならば、国民のいわば社会保障という立場からすれば、この一階部分というのとはほとんど国の方の支出ということも将来考えてもいんじやないかなという気はしているんです。その辺もあわせて今後の検討をひとつ十分期待をしたいと思います。

次に、日本鉄道共済年金のことで具体的に伺ひたいのですけれども、今回自助努力ということ、今までの負担が一六・九九%ですか、これが一九・〇九%。これは半分は被用者負担ですから、これの二分の一になるんだと思ふのですが、例えば、これを月給二十万円ということであらわした場合には、一九・〇九%の保険料といふと一万九千九百円になります。これが鉄道共済の年金の掛金です。それから他の年金、厚生年金は一四・五%ですから一万四千五百円、それから公務員の共済年金は一五・二%ですから一万五千二百円、この鉄道共済年金というのは、月給二十万円にした場合には、厚生年金との差だけでも四千五百九十円が個人負担、本人負担になるんで

すが、そういうことになります。

先ほどからも出ておりますように、国鉄というのは今日民営・分割されて、これは政府の方針でされたわけでございますので、このあたりについて、これだけ負担が重くなっているということ、この点について、来年の財政再計算時においてはこの負担を解消されるということで理解しているのか、この点ちよつと伺っておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○五味説明員 鉄道共済年金の自助努力ということで、組合員並びに受給者の負担に係る分が幾つかございます。今お話のございました保険料負担を他の制度より高く維持しているというのもその一つでございます。

御承知のように、今回のこの制度間調整事業の見直しに当たりまして、有識者の皆様お集まりになった懇談会では具体的に御指摘がございまして、「保険料率の大幅な引上げなどの受給者及び組合員に関わる措置については、長期的に維持することは望ましくない」が、「当面、平成五年度及び六年度において引き続き継続することは止むを得ない。」という御指摘をいただいております。

この制度間調整事業は、もらい手の側になります制度で最大の自助努力をするということが前提になっておりますし、また、それぞれ各制度苦しい財政事情の中で最大のそれなりの自助努力をなさっている。そういった各制度からさらに制度間調整事業による交付金を受けるということでございますので、こういった拠出側の皆様の理解を得る上でも、このような自助努力は引き続きやはり五、六年度については継続をする必要があるというふうに考えております。

そこで、お話のございました今後の取り扱いでございますが、これらに關しましては、懇談会の報告の趣旨も踏まえまして、次期財政再計算、公的年金一元化の検討、こういった事柄の際にこの見直しについて検討してまいりたい、検討する必要があるというふうに考えております。

○小松委員 この点については、いろいろ今後の推移を見ながらまた質問をする機会もあると思っておりますので、次に移りたいと思っております。

大蔵省、きょう見えていると思うのですが、報酬比例部分の再評価の繰り延べについてですね。この五年間凍結についてでございますが、この年金見直しの三・六％のスライド、これが次期財政再計算である一九九四年まで五年間凍結をされているということですが、これは解除されるべきだと思っております。この点について大蔵省として見解はどうかということ伺っておきたいと思っております。

○五味説明員 ただいまも申し上げましたが、今御指摘の平成元年度の再計算におきます再評価、この繰り延べ措置というの、組合員、受給者に係る鉄道共済年金の自助努力の一つでございます。大変これは厳しい措置であるという御指摘をかねがねいただいております。この点につきまして、拠出側の理解を得るという意味では必要とは思いますが、当面五、六年度は継続をするということ、この今後の取り扱い、懇談会でいただいた御意見も踏まえまして、次期財政再計算、公的年金一元化、こういったことの検討の際にこの見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

○小松委員 それでは、いろいろと質問したいところもありますので次に移りますけれども、ぜひひとつ財政再計算期においては、その点についての解除をやつていただくように強く要望しておきたいと思っております。

次に、これは共済年金やあるいはまた厚生年金、あらゆる年金に關係をする問題でございますけれども、今現在物価スライドをとっているわけですね。この物価スライドというのは、ことしならことしの十二月までの物価上昇を総務庁統計局では一月に公表してございます。ところが年金生活者の場合には、この物価スライドのことにありますと、四月からでなければこれが改正をされな

い、こういう何か月の時差があるわけなんです。せつかく一月にはもう公表できるわけですから、そういう意味からいうと、やはりようによつては一月から物価スライドにおける差額支給というものが組めるのではないかなというふうに考えます。また、退職者の人たちの意見を聞いても、そのように強く要請もしているところでありまして、したがって、この点についてどういうふうにか考えているのか、ひとつ伺いたいと思っております。

○山口(剛)政府委員 御指摘をいただきましたように、年金を物価の変動に応じて価値を維持していくというのは、年金制度におきまして大変重要なことと考えております。

それと私ども、今先生の御指摘のありました実際の物価の上昇から余りタイムラグを置かないで年金額に反映させようということで、従来数カ月というようなタイムラグがありましたのを、六十年の改正のときに暦年の物価上昇率が四月から改定をする。その暦年の物価上昇率が一月に確定をいたしますので、四月からということ、私どもとしてはできる限りぎりぎりの努力をして今日のような制度になっている。非常に努力をしてきた結果が今の制度であるということで、御指摘はわかりませんが、一月末にわかつたものを直ちにやれと言われましても、現在の事務処理体制その他ではそれは困難だということ、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○小松委員 必ずしもそういうことでしようかね。確かに一月に公表されて四月からという、期間がそのくらいあれば、事務的にも余裕があつてできるのかなということ考えないわけでもないか。この点ですけれども、今のコンピュータ時代あるいはまたいろいろと技術が進んだ時代ですから、そういう点でいいますと、もうちよつとそれを工夫してもらえば、年金生活者の人たちにもそういうこともできるのではないかと気がします。この点は今まで努力しているということですから、さらに一層ぜひ努力をしていただきたいと思っております。

そこで、今度はやはりスライドに關係してなんですけれども、例えばことしの、今度の物価スライド、予算も一・七％組んであるわけなんです。ところが一・六％、こういうことのようにございまして。

そこで、ちよつとお聞きしたいのですが、恩給の場合はこのスライド率がことしは二・六六％になっております。年金生活者は一・七％予算が組んであるのですけれども、物価が一・六％ということなんでしよう。一・六％ということになっているわけですね。これについて、どうして恩給の場合は二・六六％、年金の場合には一・六六％、こういうことになるのか、この点について説明願いたいと思っております。

○山口(剛)政府委員 社会保険の制度であります厚生年金、国民年金などと違ひまして、恩給は御承知のとおり、公務に従事した者あるいはその遺族に対して国家補償的な観点から全額国庫負担で支給をされている制度でございます。その額の水準の改定の仕方等についても、基本的に制度の仕組みが異なっております。

御承知のように、国民年金、厚生年金につきましては五年に一度財政再計算をいたしまして、その際に国民の生活水準なり賃金の水準等を総合的に勘案をいたしまして年金額の改定をする。財政再計算をする五年の間は、先ほど御指摘がございましたように物価上昇に応じて自動的にスライド改定をしていく、こういう仕組みをとっているわけでございますが、恩給につきましてはそういう財政再計算というふうな仕組みもございませんで、その年ごとの国民の生活水準とか公務員の給与、物価等を総合的に勘案をして、改定の率を政策的に毎年決定をしていくという仕組みでございますので、たまたま今年度の改定率ということになりますと、先生の御指摘のように数字としては差が出てくる。これは制度の仕組みが基本的に違つたということ御理解をいただきたいと思っております。

○小松委員 恩給は恩給として、そういうこと



で、できるだけスライド分も今日の状況ですからよい方がいいと思は思ふのです。ただ、年金生活者に対しても、せつかく一・七%予算が組んであるのだから、そういうことも含めて多少の、こういうことも考えていいのじゃないかという意味を含めて、余りにもパーセントに差があったもので、質問をしているわけなんです。この点についてはスライドに関係した部分として、先ほどの支給日のことも含めて、今後の課題としてまたいろいろと提起してまいりたいと思は思ふ。

そこで、この年金の支給日に関係してなんですが、今二カ月に一回十五日支給になっておりますが、昨年のように今ごろだと思は思ふのですが、私は山下厚生大臣と大分ここでやり合つたことがございまして、年金生活者というのは非常に冷たい扱ひがいろいろな制度の中で行われてきたのです。その一つの例が、一般的には十五日支給が、その日が休日になりまして、一般の公務員の給与も皆さんの給与もそうですけれども、大体前日に支給されるというのが常識だったのです。ところが、年金生活者においてはそれが月曜日、繰り下げにならないと支給されないので、この点大分やり合いました。八月の十五日から、たまたまこれは休日になっておりましたが、そこから今度は改正されました、土日の休みの場合に当たれば前に支給される、こういうことになって、これは一歩前進したと思は思ふのです。これの対象者は二千万くらいいるわけですから、大分これは結構なことだと思は思ふ。

そこで、私が次に質問したいのは、前は一日に支給されておつたのです。これがいろいろな制度の改正の中で十五日におかれて支給になってきたという経過があるんですけれども、やはり普通一般の人に聞きますと、月が変わると、あるいはその月のみそかにいろいろと支払うものもかなり出ているということで、一日にこれが繰り上げて支給にならないか、できれば毎月支給してもらいたいという声もかなりあると思は思ふ。また、退

職された団体からも厚生省はいろいろと要望も受けておられるのですが、この点について今後どういうふうになされるか、ひとつ伺つておきたいと思は思ふ。

○佐藤(陸)政府委員 年金の支払いについてでございますが、従来ですと御指摘のように年四回払いというのを平成二年の四月から年六回払いにするなど、事務処理方法の改善を図りまして、その改善に努めてきていたところでございます。先ほど御指摘のございましたような限りのそういう努力をいたしまして、日にちの繰り下げというふうなこともやっております。ところでござい

ただ、お尋ねの年金の支払い日でございますが、暦月を単位といたしまして、死亡などの受給者の状況を把握して的確に年金を支払うということになりますと、年金受給者から提出される最新のデータを可能な限り支払いに反映をさせていく必要があるわけでございます。そうなりますと、大変大量のデータが受給者から寄せられまして、それを処理する期間というものが必要なわけでございまして、現在十五日支払いでございますが、それを一日に支払う、二週間早めるということになりますと、なかなかデータ処理の期間というものが確保されないということで、的確な年金の支払い、例えば死亡届の処理が間に合わないで後で過払いの調整、こういうようなこととなりまして、現在のような形で十五日の支払い、大量のデータ処理を的確に行つて、受給者に御迷惑をかけないということをやっております。ところでござい

○小松委員 この点も事務的なそういう能力の問題でそういうことだとするならば、先ほどの物価スライドの問題じゃないけれども、これは私はやはりよによつては解決できるんじゃないかなと思は思ふ。ただ、私が考えるのは、そうではななくて、本当の理由は、むしろ十五日早めるということによつて、予算そのものはもう年度でいけば変わらないのかもわかりませんが、休日の

際の問題と同じように、かなり大蔵省あたりが抵抗するのかなというふうな思つておられるわけなんです。したがって、そういうことで事務的だけだったならばむしろ改善の方でできるのかなというふうな思は思ふ。このあたりどうでしょうね、答弁してくれませんか。

○佐藤(陸)政府委員 先ほど申し上げましたように、年金の支払いということになりますと、御案内のとおり年金受給者、社会保険庁で扱っております分でも二千万人以上の方に年金を支払っているわけでございます。そうなりますと、そういう大量のデータを的確に処理いたしまして、それを的確に受給者のもとへお届けするというような一定の事務処理の期間というものが必要でございまして、そういう面の事務的な問題があるわけでございますが、先生の御指摘につきましては十分念頭に置かしまして、いろいろ検討させていただきます。と思は思ふ。

○小松委員 それでは次に移らせていただきたいと思は思ふ。遺族年金のこととちょっと伺いたいと思は思ふ。日本の場合、本人が死亡した場合には即遺族年金制度に変わるといふことで、生活においても例えはその本人が亡くなったといふことで、その生活がその月からぱんと一挙に変わるという点ではないと思は思ふ。ドイツなんかの例だと、例えば本人が死亡しても、遺族年金の場合には三カ月間くらいの猶予期間をそのまま持つて、そして今度は遺族年金に入っていく、こういう制度があります。したがって、日本の場合も、これほどまで高度経済成長にもなつたし、ドイツ等にも負けないくらい成長を遂げているわけですから、当然こうしたこともその程度のことにはあつてもいいのではないかなと思は思ふ。そこで、一つはこの点について伺つておきたいと思は思ふ。

それがあわせて、今度は、例えば遺族年金になつた場合に本人からの申請がはかっていること

が結構あるのです。そうしますと返還の要求がされると思は思ふ。また、来るんですね。その場合に、これを扱うのは年金の返還に對しては日本銀行または代理店、こういうことで限定されていると、例えば日本銀行というのはそうあつてちにあるわけじゃないので、こうしたことで非常に悩んで、不便だという声があります。したがって、この点については今後解消して、もつとあらゆる金融機関で扱えるようにすべきではないかと思は思ふ。

遺族年金のドイツ方式、それから今度は手続がおくられて返戻しなければならぬという場合の扱いの金融機関、この二点をあわせて伺つておきたいと思は思ふ。

○山口(剛)政府委員 制度面につきまして私からお答えをさせていただきます。遺族年金につきましては、原則として老齢年金の四分の三程度に減額をされるという仕組みになっているわけですが、これは仮に夫婦お二人で老齢年金で生活をしておられたときに、お一人になるといふことであれば、夫婦世帯と単身世帯の生活費というには当然差があつてしかるべきであらうといふことで、四分の三がいかにどういふ時代もあつたわけですから、いろいろ議論があるうかと思は思ふ。一つは理屈としては、そういう事態になりましたら、その実態に着目して遺族年金の水準が下がるというのはいやむを得ないのではないかと。

私どもも今の制度というのは一応筋は通つてい

るのではないかと、ドイツでそういう制度があるという事も聞いておりますし、また年金審議会でも御議論があることは事実でございます。私どもは現行の制度を維持していきことで支障はないのではないかと考へておりましたが、せつかくの御指摘もございまして、審議会でも御議論をいただいておりますので、十分そういう御意見には耳を傾けて今後の検討課題にさせていただきます。

と思ひます。

○奥村政府委員 返納金の取り扱いについてお答えを申し上げます。

先生御指摘の返納金でございますが、その年に発生をいたしましたいわゆる現年度の返納金につきましては、従来戻入金、歳出に戻し入れるという意味での戻入金として取り扱っておりまして、先生御指摘のように、全国で六十万カ所余りの日本銀行の本支店あるいは代理店ということに限定をされてきたところでございます。

しかしながら、先生御指摘のような問題が指摘をされておりますので、私どもといたしましては大蔵省及び日本銀行と協議をいたしまして、債務者の方々の利便を図る観点から、新年度からこれを歳入金として取り扱うということにいたしたいと考えておりまして、この結果、全国で二万三千カ所余りということで大蔵省に数ふた日本銀行の歳入代理店、ちよつと性格が変わりました歳入代理店というところで納められるようなことで、取納機関の拡大を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小松委員 この点については今答弁をいただきましたので、今後は今までのことからいえばこれのかんりの解消がされると思ひますので、ぜひひとつそうした立場で便宜を図るように推進をしてもらいたいということで、次に移りたいと思ひます。

時間も余りないわけですが、年金生活者が一番心配しているのは、こんなに金利が下がってしまったとうとうにもならないよ、これは実質所得のマイナスだよ、こういうことが言われているわけですね。そこで、マル優の関係についてももう少しふやしてもらいたいと言つたら、郵政大臣がああいう発言をして非常に今全国的な非難もあるわけなんです。

そこで、私は、その問題はまたいろいろの機会があると思ひますが、現在の福祉定期預金、これでは一応優遇制度というのがあるわけなんです、年金生活者にこれが拡大をされる制度になら

ないのかどうか、この点だけきょうは絞ってお聞きしたいと思つたので、よろしくお願ひします。

○山口剛政府委員 今回も公定歩合が〇・七五引き下げられました、預貯金金利をそれに伴つてどうするかというのが課題になっているわけでございますけれども、その中で御指摘のように福祉定期預金という制度がございます。それで、対象者は老齢福祉年金の受給者とか障害年金、遺族年金の受給者等でございます。この方々につきましては、預貯金金利の一般的に引き下げ幅をさらに圧縮をしまして、従前の金利で定期預金を認めるという趣旨の制度でございます。今対象者は四百五十万人程度、しかし、実際に利用しておられる方は二十万人弱というふうになっておりますけれども、限度額三百万円ということになっております。

今回の公定歩合の引き下げに伴いまして、この福祉定期の利率を高い従来のままに維持するあるいはこの福祉定期の期間を延長をする、また先生御指摘のようならにこの範囲を広げてほしいというところにつきましては、私ども金融当局に年金受給者等の立場を考慮いたしまして要請をしたところでございます。その結果、今回、福祉定期預金の利率につきましては四・一五％を維持する、それから期間につきましては、従来はこの八月までということになっていたわけですが、平成六年の二月まで延長するというところで一定の配慮がなされたところでございますが、対象者の拡大については残念ながら実現をしなかつたという経緯でございます。

○小松委員 いろいろこのところは論議があるところだと思ひますし、また次に機会を見てやりたいと思ひますけれども、最後に、大臣見えておりますので、大臣に年金制度の抜本改正、これについての決意、やはりこれを伺つておきたいと思ひます。これは前から言われておりますように非常に難しい問題もあるかと思ひますので、相応厚生省も腹をくくつてやらなないと難しいということがありますので、大臣の決意。

そして、労働省には、当然これは雇用との関係がありますね。きょうの新聞、テレビ、きのう来のマスコミでも、今度は自動車の日産とかあるいはNITとか人員を大幅に削減をするということなどが発表されておりました、そうなりますと、どうしても雇用の関係で年齢の高い人から首切られていくというふうなことがありますね。そういう関係の中で、支給開始がだんだんと延びていくということであれば、当然これは働く人にとつては容易ならぬことだと思ひますね。ですから、この点の雇用の関係、この関係についてどういふふうに理解をしているか、これは労働省見えておりますので、伺つておきたいと思ひます。以上二つです。

○丹羽國務大臣 予算委員会に呼ばれておりますので、おまじきから、おくれで参りましたことをまずおまじきを申し上げさせていただきます。もう先年金のあり方でございまして、もう先生、私から申し上げるまでもなく、公的年金というのには制度間の支え合いによつて成り立っているものでございます。しかも、そういう中で高齢化社会が大変深刻に進んでおります。欧米に比べまして三倍ないし四倍のスピードで高齢化の波が押し寄せてきておるわけでございます。現在年金の分野では一人のお年寄りを六人で支えておる、こういう時代でございますけれども、これが三十年後の二〇二〇年には一人のお年寄りを二人で支えなければならぬ、こういう時代がやってくるわけでございます。

こういうような状況を踏まえて、さらに現在のいわゆる給付水準を維持していくためには、支給開始年齢の引き上げというものは避けて通れない問題ではないか、このように考へておられるような次第であります。平成元年度の推計でございますけれども、現在保険料率が一四・五％でございますが、これが三十年後の二〇二〇年には三一・五％まで引き上がつてしまふ、こういうようなことも考へますと、私は、この六十五歳の引き上げの問題はまず避けて通れない、このような認識に立つ

ているものでございます。問題は、労働省の問題とも絡んでくるわけでございますけれども、最大の課題はやはり雇用と年金というものは連動させなければならぬ、こういうような基本的なスタンスのもとに取組んでいかなくてはならない、こういうことではないかと思ひます。

後で労働省の方からあるはお話があると思ひますけれども、平成元年度の改正時に比べまして六十歳定年というのは年々々々ふえてきております。現在は七六・六％でありまして、九〇％近くが六十歳定年制を採用する、こういうことが見込まれておりますし、また、企業におきましては高齢者の人材活用というものを積極的に行つていく、こういうような機運が生まれておりますことは私ども大変喜ばしいことである、こう受けとめておるわけでございまして、実際問題といたしまして、六十歳から六十五歳までの間で、例えば六十歳以上で働きたくても就労の機会がない方、あるいは仮に働いても賃金が十分でなくて生計をやつていけない方、こういう方に対してどういふような救済策を行つていくかということが最大の課題ではないか。

いずれにいたしましても、私どもは老後においても国民の皆さん方が安心して暮らせるような雇用、年金体制の確立のために全力で頑張つていく決意でございます。

ちなみに、その次に予定されております平成七年の公的年金の一元化につきましても、いわゆる産業構造や就業構造の変化に左右されることなく、常に安定的な長期的な年金制度の確立のためにも公的年金の一元化は避けて通れない、このように考へておられる次第でございますので、先生の御理解を賜りたいと思つております。

○北浦説明員 雇用関係についてお答えさせていただきます。高齢化が進んでいく中におきまして経済社会の活力を維持する、こういった観点からも、高齢者の方々の高い働く意欲というものを生かしてい

く、こういうことが大変大事であろうと思っております。知識、技能、経験、長年にわたって培っておられておられるわけでございまして、これをむだにしないような社会をつくる、こういった観点から、私も高齢者の雇用問題に積極的に取り組みをいたしているところでございます。

とりわけ六十歳定年の問題でございますが、今ほどお話しございましたように、だんだんと定着を見てきておりまして、予定を含めまして九割の企業が六十歳定年を実施する段階まで来たところでございます。問題は、これからは六十以上のところでございまして、六十歳から六十五歳、私も六十五歳までの雇用確保を一つの目標に置きまして、六十五歳までの雇用確保を図るということにこれから一層力を入れてまいりたい、このように思っております。

具体的には、企業の中の継続雇用というものを進めていく、これが大事であろうと思っておりますが、高齢者の方々、大変いろいろな働くことについてのお考えをお持ちでございます。体力もまたいろいろ千差万別でございます。そういった事情を踏まえて、多様な形で働く場が確保できるようなそういった施策というものを今後は充実させていくことが必要ではなからうか、こういったふう考えている次第でございます。

また、先生御指摘のございましたように、今の雇用情勢ということ申し上げれば、大変厳しい状況にございます。そういった中で、これまで御指摘のありましたように、中高年齢者が結果として雇用調整の対象になる、こういったような事態も出てきております。私もこういったことは大変好ましくない事態であるというふうに考えておりまして、こういった景気情勢の中ではございますが、極力そういった希望退職の募集とかあるいは解雇、こういったことにつながらないように、雇用維持の努力というのについて指導しているところでございます。

そういった流れの中で、高齢者の雇用もこれからはどんどん進めていかなければいけません。

ございまして、先ほど申し上げた継続雇用を進める動きというものは、こういった雇用情勢に多分に影響されるわけではございませんが、そういった中において、その流れというのがとまるところなく、六十五歳までの働く場の確保というところへ着実に進むようにさらに努力をしてまいりたい、このように考えております。

○小松委員 終わります。

○浦野委員長 遠藤和良君。

○遠藤和委員 大臣が二時に予算委員会の方に言われると聞いていたものですから、私は前任者が四十分で終わると言ったから、二十分ぐらいは話ができるかなと思つたのですが、五分しか話ができなくなってしまいました。そこで、またお帰りになってから続きをしたいと思いますけれども、とりあえず大臣に集中的に質問をしたいので

この高齢化社会、また少子化社会というのがございまして、経験のないスピードで高齢化社会の中に我が国は突入しつつあるわけですね。その中で、国民負担率というのが一体どのように設定するべきかというものが社会保障政策を考えるに当たって大変大事な問題でございます。宮澤総理は、経済大国から生活大国に、こうおっしゃっておりますし、その社会保障を担当する大臣が厚生大臣でございますから、この超高齢化社会に入るに当たっての社会保障政策、そして望ましい国民負担率、これについてどのような考えをお持ちのらっしゃるのか、そしてまたその社会保障政策の中で年金の問題についてどのような哲学をお持ちなのか、これを明確にお聞きしたいと思います。

○丹羽国務大臣 私ども平成五年度の厚生省予算というのは十三兆一千七百億円でございまして、前年に比べまして三・二％増額をいたしております。前年よりも、もう先生御案内のように、医療関係がそのうち五兆円、年金関係が四兆円、そういった中で、率直に申し上げていろいろなやりくりをしたり、あるいは地方財源化をお願いしながらよく編成をさせていただきまして、できたもの

につまましては、国民の負担に十分にこたえられないような予算編成である、このように自負をいたしておられるわけではございませんか、財源が大変厳しい中において、いわゆる社会保障のあり方というものを今後私どもは国民の皆さん方の理解と合意を得ながら進めていかなければならない、こういう認識に立っておられるわけではございませんか。

現在、租税負担率は、平成三年の推計でございますが二七・四％、社会保障の負担率は一一・八％でありまして、両方合わせました国民負担率は三九・二％となっております。御案内のように、臨調の最終答申では、国民負担率を高齢化のピーク時において、つまり三十年後の二〇二〇年において五〇％を下回る、こういったことを掲げておられるわけではございませんか、なかなかこの問題についても、果たしてこのことが適当かどうかという点について、私自身はまだ明確な方針を持っておられないのが実情でございます。

いずれにいたしましても、高福祉高負担を求めると、あるいは中福祉中負担を求めると、国民の皆様の理解と合意を得ながら、いわゆる給付と負担のあり方、さらに国庫補助のあり方、こういったものにつきまして今後中長期的に検討をしていかなければならない、このように考えている次第であります。

○遠藤(和)委員 突然のお尋ねなんですけれども、大臣はスウェーデンという国家をどのように認識をしておりますか。

○丹羽国務大臣 私、スウェーデンに行ったことがないものですから、大変勉強で恐縮でございます。ただ、羽田澄子さんの「安心して老いたるために」という大変感動的なドラマを拝見いたしました。スウェーデンという国は、確かに社会保障というものは大変十分に行き渡っておられるわけではございますけれども、率直に申し上げて、間違つていたら大変失礼でございますけれども、社会保障が十分に行き渡っている反面、ややもするといわゆる国民の活力が停滞している傾向にあるのではないかと、このようなことになってはならないので

はないか、こういったような認識をいたしておられるような次第であります。

○遠藤(和)委員 早稲田大学の先生で岡沢さんという方がいらつしやいまして、先日我が党で勉強会をしました。「スウェーデンの挑戦」という本をいただいたのですけれども、確かに我が国より二十年ほど前に高齢化社会に入っているのですね。暗中模索の中でいろいろな実験をしまして、今ようやく出口にきているということなのですか、けれども、この国家が経験したことというのは、一つの高齢化社会を考える上での参考にはなると思っております。

ただ、スウェーデンの国家の社会保障制度というものが我が国にどのように参考になるのかというのとは別でございまして、今お話を伺いますと、もつとスウェーデンの国家がいろいろやってきたことについてコメントを求めたかったのであります。時間がありませんので簡単にいたしますが、スウェーデンの形でもない、かといってアメリカの形でもないいわゆる日本型のモデル、こういったものを追求していく、こういった考え方を理解してよろしくございませうか。

○丹羽国務大臣 当然いろいろな国々の事情を参考にしながら、我が国は世界にも冠たる社会福祉を誇る、このような日本型の福祉というものを求めていきたい、このように考えております。

○遠藤(和)委員 それでは二時を過ぎましたから、どうぞ予算委員会の方に行ってください。後でお帰りになって時間がございましたら、次の議論をさせてもらいたいと思っております。

それでは、きょうは大蔵省、それから運輸省、それから清算事業団の皆さんにもお越しいただいておりますので、本論の法案の中身に入りましていろいろ議論をさせていただきたいと思っております。

まず大蔵省にお伺いしたいのですが、国鉄の共済が大変成熟度が高いということでございますが、この成熟度が高いというのはいかなる理由によるものであるのか。私考えますと、やはり一つは民営化の影響がある。民営化のときに大量に人

は少ないか、こういったような認識をいたしておられるような次第であります。

員整理をいたしましたし、それから古くは満鉄の職員を吸収した、こういう影響が今に尾を引いているのではないかと思いますけれども、正確な分析はどのようにされておりますか、お伺いします。

○五味説明員 平成三年度末で鉄道共済年金は、組合の加入者数が約十九万七千人、退職年金の受給者数が約三十三万三千人でございます。この比率を求めますと、成熟度は一六九％、遺族年金等を含めましておよそ受給者全体をとりますと二三・七％、こういう非常に高い水準になっております。

このように成熟度が上がりました要因の基本的なものといえますのは、私どもの分析では、やはりモータリゼーションの進行など産業構造が変化をしてきた。そういう中で鉄道輸送が伸び悩む、あるいは業務量が減るといことから、新規採用を控えるなどで組合員数が減っていった。他方で、受給者の側につきましては、平均寿命が延びるといふようなことで、受給者数が退職者の自然増を上回って伸びていくというようなことが基本にあるのであろうというふうに思います。

そこでお尋ねの点、実は古い話もございまして必ずしも十分なお答えになるかどうかあれでございしますが、この年金が充足いたしましたのは昭和三十一年でございまして、その当時は、退職年金のレベルで見ますと、先ほど申しました一六九％に相当する鉄道年金の成熟度というのは約二五％でございました。この二五％程度の成熟度というのが大体昭和四十年ごろまで続きまして、以後、これが少しづつ四十年代を通じて上がってまいりました。例えば昭和四十年には二四・一％でございましたが、十年後の昭和五十年には三八・七％、順次上がってきたということでございます。

この間、組合員数の方は余り動いておりません。昭和二十四年に大きな人員整理を行いました。その後、大体四十六万人前後の水準で昭和四十年代を通じて推移をしております。四十年代前半ぐらいまでそういう状態で推移をしてきて

おります。これに対して受給者の方が徐々にふえてきたということ、ある意味で自然に成熟度が高まってきたということ、ございしますが、昭和五十年代に入りましてこの成熟度の上昇が少し加速をされてまいります。受給者数の方は通常どおり少しづつふえておるのですが、組合員数の方に減少が起り始めます。先ほど申し上げましたモータリゼーションの進行などの産業構造の変化による要員の減少ということの方が少しづつついてまいりまして、昭和五十年三・八％でございましたのが昭和五十五年には五二・七％に上がる、こういうことになりまして、少しスピードアップをいたしました。

そういったしまして、五十年代の後半に至りますと、これは要員の減少というのが非常に顕著になってまいります。この影響で、昭和五十五年には五二・七％でありましたものが、昭和五十八年には七七・二％、五十九年には八八・一％、そして六十年に初めて一〇〇％を超えまして一二〇・五％、こういう上がり方をいたしました。

さらに、これが民営化という契機を経まして、昭和六十二年には一六三・二％まで上がる、以後一六〇％から一七〇％の間を行き来している。こういうことになっておりますので、分析といたしましては、やはり基本論はこういった産業構造の変化に伴う組合員の減、特にそういった産業構造の変化により効果的に対応するための合理化なり民営化なりということの影響が大きかったのであらうというふうに思われます。

それから、旧満鉄職員というふうなお話でございますが、実は古いことで統計がはっきりしておりませんが、現状だけはわかっておりまして、終戦直後に採用いたしました旧満鉄職員の一部、約一万人が現在でも受給者として残っております。したがって、この一万人分が満鉄職員の影響という点で申し上げますと、先ほど申し上げましたように、四十六万人体制が長いこと二十年以上続いておられますので、この年金充足以前の昭和二十

四年段階で戦後大量採用いたしました方たちうち、余剰人員と見られる方は既に整理をされているということ、ございしますが、満鉄の方だから残ったということではないのかなという気はいたしますが、いずれにしても、約一万人という方が今受給者で残っております。

○遠藤(和)委員 私の質問の趣旨は、いわゆる産業構造の変化とかモータリゼーションだとかいろいろそういう社会的な変化というものは、これは国鉄のみならずほかの鉄道会社等にも同じような影響があるわけですから、そういう話ではなくて、国鉄というのは日本国有鉄道ですから、要するに国の政策によっていろいろなことをやってこられたわけですね。したがって、いわゆる共済組合の責めに帰すべきではない日本の国の政策の変更等による影響が、現在の一七三・八％の成熟度の中でどの程度を占めているのかということをお聞きたいのでございます。

○五味説明員 ただいま長々と数字を御説明いたしましたけれども、国の政策でと申しますか、国鉄という経営体が産業の変化なり経済構造の変化なりに応じて一番合理的な経営をしていく、そのことがまた運賃なりなんんりの適正化ということにも結びつくというふうなことで、こういう一種の企業努力の中で産業構造の変化に非常に敏感に対応してきた、こういうことの結果で成熟度が上がってきたということだろうと存するわけでございますが、実際にそれによってどれだけのものが上がったかという分析は、実はちよつとできておりません。

先ほど申しましたように、平均余命の伸長ですとか、ほかの要因もいろいろございします。ただ基本は、こういった構造変化への対応ということがこのような急激な成熟度の上昇の主な原因であらうというふうには思っております。

○遠藤(和)委員 産業構造の変化に敏感に対応してきたというのではなくて、敏感に対応してこなかったから今こういう余剰人員がふえているのではないかと、こう思うわけございまして、その辺

の認識が大分違うのじゃないかと思うのですが、どうですか。

○五味説明員 敏感にという言葉の問題はございしますが、ちよつと国鉄の経営の内容そのものは私直接の担当でございせんので、立ち入ったことは申し上げられませんが、昭和二十四年に大量の人員整理をいたしました。昭和四十年代に半ば過ぎまで同じ状態で推移をしてきたというの、恐らくは鉄道輸送というものが国家経済の中、国民経済の中にそれだけの重みを持っていたということなのではないかと思えます。敏感に対応したかどうかはともかく、いずれにいたしましても、産業構造の変化というのがこういった組合員数、現役の数の減少の主な原因であらうというふうには思っております。

○遠藤(和)委員 今度の法律というのは、国鉄の共済が大変だから、みんなほかの制度でそれを助けてあげましょうという制度なのですが、やはり自助努力というのが前提になっているわけですね。この自助努力の中身の問題に入りたいと思うのですが、自助努力をしまして一千八百五十億円努力しましたということですが、この自助努力の中身はこれで精いっぱいなのですか。

○五味説明員 現在行っております鉄道共済年金の自助努力等ということでございますが、簡単に御紹介を申し上げますと、まず受給者、組合員の負担に係ります年金給付の見直し、あるいは保険料率をほかより高い水準で維持をしている、つまり保険料率の引き上げ、こういったこと、それからR各社から特別負担ということで二百二十億円を毎年拠出をいたたく、清算事業団から特別負担としてやはり一十億円、国家公務員の共済連合会から第二次の長期財政調整事業といたしまして八十億円を出していただく、そのほか運用収入等約二百億円を赤字が生ずるに際して埋め合わせに使う、こういうことになっております。

きょうは大分お話も出ておりましたが、組合員の負担あるいは受給者の負担に係る分といえます、他の制度に比べてかなり厳しいものを持つ

ております。したがって、これはぎりぎりのものをよく皆さんに我慢をさせていただいているということであろうと思えます。

JR各社の特別負担、これは文字どおり特別負担でございます。現在の社員の将来の年金給付の主体ともなります清算事業団の運営を少しでも安定をさせるというようなことは、JR各社にとってもメリットのあることとございます。いづれにしても、この問題についてJR各社が一方の当事者として関係ないというわけにはいかないということと特別に負担をしていただいておりますが、これはやはりJRの経営状況等から見ましても、またJRの将来の経営ということから見ましても、これ以上の負担をということはなかなか難しいのではなからうか。

清算事業団負担一千億円につきましては、旧国鉄時代の掛金率の引き上げが必ずしも十分であったかどうかというようなことの関係で出てきておるものではございますが、やはり清算事業団いろいろございますので、株の処分なり土地の処分なりいろいろな面もあるようでございます。こういうことで一千億程度ということがぎりぎりかなというようなことでございます。

国共済連合会に至りましては、これは財政状況が大変に窮迫をしておりますので、これを出すだけでもなかなか大変というようなことでございまして、現在の仕組みというのでは、これはなかなかぎりぎりのものであらうというふうに考えております。

また、今回制度間調整事業を見直すに当たりましての自助努力ということにつきましては、有識者の懇談会におきまして、引き続き相応の自助努力等を続けるということが適当だということお話をございまして、千八百五十億円というふうな水準はなかなかつらいものもございまして、引き続き実施をしよう、こういうつもりでおります。

○遠藤(和)委員 今の自助努力の中身の中で保険料率の引き上げというのがあるのですが、大蔵省

にちよつと調べてもらいましたらこんな資料をいただきました。いわゆる大学卒業者の初任給における保険料が民間被用者、国家公務員の皆さんとJR社員の中でどういふふうになるのかということとを、ちよつと関心があつたものですから調べてもらいましたら、こんな調査の結果を御報告をいただきました。

民間被用者、これは月給の平均ですけれども、初任給が十八万一千二百四十九円、標準報酬月額が十八万円、掛金率は七・二五%ですから掛金は一万三千五百円です。それから国家公務員のI種の方は、初任給が十九万二千八百三十円、標準報酬月額が十九万円、掛金率は七・六%ですから掛金は一万四千四百四十円。II種の方は、同じく初任給が十七万七千五百四十円、標準報酬月額が十八万円、掛金率は七・六%ですから掛金は一万三千六百八十円。JR社員、これは東日本の例を挙げてもらつたのですけれども、初任給は十八万六千五百三十円、標準報酬月額が十九万円、掛金率は九・五四%ですから掛金は一万八千三百五十五円、こういうふうなデータをいただきました。

これを見ると、確かに大学を卒業してJRに入ると、ほかの公務員になる、あるいは民間の会社に勤める方から比べると、一カ月大体五千円ぐらゐ余分に掛金を出さなければならぬ、こういう状況にあるわけですね。これは本来は新入社員の人々の責めに帰すべきではないです。それが、たくさん先輩の方がいらつしやるから、成熟度が高いというところで新入社員の方々の掛金も高くなつていふ、こういうふうな理解をするわけですね。今後も、今後この保険料率を引き上げていく、こういうふうな考え方を持っていますか。

○五味説明員 お話がございましたように、ほかの制度に比べますと鉄道共済年金の現役組合員の掛金率は割高ということになっておりますが、このこと自体は先ほど申しました自助努力ということと、他の制度もそれぞれ苦しい財政事情の中で、鉄道共済年金が裨益をすることがいう制度間調

整事業という成熟度調整に依じてくれている、こういうことでございますので、こういった拠出側制度の御理解を得るといふことの意味からいいますと、こういった自助努力が必要であるということとあらうと存じます。

ところで、今後の取り扱いということになりませんが、長期的に見ますと、いづれにしても各年金制度、掛金率は今後とも高齢化の進展に依じて引き上げていかなければならないということは事実でございます。鉄道共済年金におきましても、現在の一九・〇%という掛金率の水準がこれで見ればいふことといたしまして、これは済まないであらうと思つております。他の制度におきましてもそれは同様でございます。元年再計算におきましても厚生年金の掛金水準というものは、最終的に三・一五%まで上がるという再計算結果も出ております。したがって、これがマキシマムであるというようなことは申し上げることはできません。

ただ、具体的に今後どうするかという話になりました場合には、これは次の保険料の改定時、次期財政再計算時になると思つておりますが、そこで公的年金一元化の検討もあわせて行われておりますので、そういった検討の内容とのかかわりの中で、ほかの制度とのバランスというようなことも十分配慮いたしまして、具体的に検討してまいりたいと思つております。

○遠藤(和)委員 JR各社の特別負担が二百二十億円というところで、先ほど聞いておりましたら、いわゆる税引き後の純利益が一千五百六十五億円でしたか。この中からもう少しだけいたらどうなんでしょう。

○鶴野説明員 JRの利益でございますが、先ほど申しましたように、今先生から御指摘ございまして、七社合計で平成三年度で千五百六十五億円ということになっております。それでJR各社に対しては、鉄道共済年金の一方の当事者であり、受給者及び組合員の福利に深い関係を有するということから、事業主とし

て通常負担すべき共済掛金のほかに、毎年度二百二十億円の特別の負担を行っているというところでございます。

JR各社、先ほどもちよつと御説明をいたしましたけれども、発足以来これまで国内の好景気に恵まれておりました。また各社の経営努力もございまして、順調な業績を上げてきたということができると思つております。しかし、現在は国内の景気動向の影響が各社の収入にもあらわれてきておるところでございます。

本州三社につきましては、新幹線の買い取りに伴う負担等の債務がございまして、また、三島会社、北海道、四国、九州でございますけれども、これにつきましては依然として経営基盤が脆弱であるという事実がございまして、それから、本州三社につきましては、その株式を今後清算事業団の巨額な長期債務の償還、それから完全民営化の促進という観点から、早期かつ効果的に売却をしていく必要がございまして。

JR各社が現在利益を上げているからというところで、鉄道共済年金の特別負担の増額をすべきではないかという御指摘かと思つておりますが、会社の成長に対する期待でありますとか、会社そのものに対する信頼の確保といったような観点からの懸念が生ずるといふ可能性も考えられますので、JR株式の円滑な売却を行う上では、現在以上の負担を求めることは適切でないものと我々は考えております。この点につきまして御理解をいただきたいと思います。こういうふうな思つております。

○遠藤(和)委員 この自助努力の中身を見て私はちよつとおかしいのではないかと思つては、清算事業団から一千億円特別負担ということに入つていふのでございまして、清算事業団から出すというのが何で自助努力の中に入りますか。この説明をしてください。

○五味説明員 清算事業団の特別負担は、私どもは自助努力等という言い方で申しておりますけれども、この清算事業団の特別負担、これはいわゆる狭い意味での自助努力、組合員なり受給者の負

担による自助努力とはちよつと性格の違うものという位置づけではございますが、やはり自助努力等の一環であるという位置づけをしております。

これはいわゆるつかみ金ではございませんで、清算事業団が特別負担をする根拠と申しますのは、旧国鉄共済時代、この時代に保険料の事業主負担が必ずしも十分でなかったのではないかと、この部分から、事業団としての債務の一環としてこの部分を負担をするということになるわけでございます。事業団といたしましては土地処分、こういったようなことに精力的に取り組んで、年金給付の一部を賄うということでございます。で、事業団全体あるいはJR関係者全体の自助努力等の一環である、こういう位置づけで自助努力等というようにすることにしておるわけでございます。

○遠藤(和)委員 今の答弁はおかしいと私は思うんです。自助努力等の「等」の方がそうだと、じゃ全部で幾らかというところ、千八百五十億の自助努力があつて、清算事業団は一千億出しているわけでしょう。「等」の方が多いの。自助努力は八百五十億で「等」が一千億ということ。普通は「等」というのは少ないんですよ、たくさんこうあつて。

もう一つは、つかみ金じゃないという話をしたんですけれども、じゃ一千億の明確な積算根拠を示せますか。これこれしかじかで一千億ですというその数式を示せますか。

○五味説明員 これは旧国鉄共済時代の給付の水準と保険料の水準全般にかかわる問題でございますので、御指摘でございますように、非常に明快な数式で、こういう数式になるから幾らだということとが示せる性格のものでは必ずしもございません。ただ、そういう負担の十分でない部分があつたということは、これは確かなことであろうというふうにご考へておるところでございます。

○遠藤(和)委員 これは自助努力等で一千八百五十億出さなければならぬ。そのうち八百五十億はめどがついた、残りは一千億だということで清算

事業団におおせちやつた、こういうことだと思つて下さい。そうじゃないですか。

○五味説明員 この千八百五十億円の全体の枠組みにつきましては、それぞれの関係者が最大限の努力をするということで、お金を拠出をするあるいは我慢をする、こういうことで成り立つておるわけでございます。具体的にこういう計算をしたから一千億だというお話はなかなか難しいのでございませぬ。差額が一千億という発想ではございませぬ。ある程度いろいろな計算をしてみますれば、こういったような水準の数字というものがある程度の合理性を持つものであるというようにございませぬ。この一千億という水準を関係者は納得をしたということでございます。

○遠藤(和)委員 清算事業団の理事長に聞きますけれども、一千億というのは清算事業団がやらなければならぬというので、みずから自発的に名乗り出て一千億出しますと、こういうふうになつた数字なんですか。

○石月参考人 その一千億の拠出が決まりましたとき、私、現在の職にございませぬのですが、伝え聞くところによりますと、それは政府の方で決めてなつたことだといふぐあいに伺つております。

○遠藤(和)委員 大蔵省が決めて清算事業団にやらせたのですよ。基本的にはこういう気持ちだと私は思いますが、非常に正直な答弁だと思つておるね。

それで問題は、清算事業団が抱えるこの長期債務をどうするかという問題ですね。清算事業団ができたとき、私もちょうどそのとき国鉄民営化の特別委員でしたからよく承知しているのですけれども、昭和六十二年だと思つておるのです。あのときにたしか長期債務が二十五兆五千億だつたと思つておるのですが、今は二十六兆四千億にふえているのです。当時は何か、清算事業団はいつ解散するのですかという議論があつたのです。要するに、余剰人員をさちつと整理した後、土地とか株とかそ

ういうものを売却して、その当時の試算だと思つておるのですけれども、土地は七兆七千億でしたかね。株は大体五千億ぐらい、額面ですけれども。そのうすると最終的には国民負担が十三兆八千億、こういう話だつたのです。そして八年か十年ぐらいで解散できるのじゃないかという見通しがあつたように思つておるのですけれども、どうも見ておりますと、この長期債務というのはだんだんふえる一方だし、解散するところかこれは永久に残るのじゃないか。

そうすると、いわゆる隠れ借金という形で最終的には国民負担、国民にツケを回すことになつてしまふのじゃないか、このように思つておるのですけれども、現在の土地を売却したと考へた場合の収入、それから株を売却した場合の収入、そして最後に国民負担にお願いする部分、これについてはどのように計算をしておりますか。

○石月参考人 清算事業団が発足いたしました十二年の資産の状況につきましては、ただいま先生がおっしゃつた数字のとおりでございます。その後、現在の債務は二十六兆四千億でございますが、現在保有しております土地は、発足時には七・七兆円と評価されました。その後地価の高騰等がございまして、何遍か評価をし直しておりますけれども、一番最近の評価は、昨年の四月一日でございますが、平成四年度首の評価が十二兆円でございます。現在の時点についてはまだ出しておりませぬけれども、昨年か今年にかけておる地価の値下がり率は二五%から三〇%近くあるのじゃないかと思つております。加えて今年もまた相当売つておりますので、実質的には二桁をちよつと割るぐらいの数字にならうかと思つておるけれども、これにつきましては、今年の一月一日の地価公示が大体三月の下旬にはわかると思つておるのです。その時点で正確な金額を出したい、こういうぐあいに考へております。

それから株が幾らかというところでございませぬが、これは株を上場した場合、市場でどれぐらいの値段で入札をしていただき、また売買されるか

ということに関連いたしますので、この点につきましてはまだ今後のマーケット次第でございますので、何とも推測しかねるところでございます。

以上が私どもの資産の現況でございます。なお、もう一つ資産として事業団が保有しておりますのは、新幹線の設備を新幹線保有機構というところがスタートいたしましたときに本州の三社に貸したわけでございます。そのとき新幹線の設備の再調達価格、その時点でつくつたら幾らかかるかというのが八・五兆円でございます。ところが、実際上の簿価は五・六兆円だつたと思つておるのです。したがって、その差額の二・九兆円というのは、新幹線の借料という形で清算事業団の債権として残つておるわけでございます。その債権はその後繰り上げ償還等もいたしました。現在のところ約一・九兆円の債権を新幹線保有機構が変更いたしました鉄道整備基金に対して私どもは持つておるところでございます。

以上でございます。

○遠藤(和)委員 株の話ですけれども、本州三社で二百萬株ですか、これは東日本JRが近々株を店頭に出す、こういう話が報道でありますけれども、この見通しはどうですか。

○石月参考人 私どもが保有しておりますJRの株式は、貨物鉄道の方も含めまして全部で九百九十萬株でございます。そのうち、近々に市場でございませぬものは比較的経営成績のよろしい本州の三社でございますので、これはJRの東日本が四百萬株、それから東海が二百二十四萬株、西日本が二百萬株、合わせて八百二十四萬株でございます。このうち、私どもといたしましては、JR東日本の四百萬株の半分、二百萬株を実は昨年前上場いたしました。考えたわけでございますけれども、先ほど川俣先生に御説明申し上げたと思つておるのですが、ちよつと昨年は非常に株式の市況が悪うございまして、ここでJRの二百萬株という大量の株を上場するとはかの株価の下落を招くのではないかと、こういうことも心配されて、昨年の総

を

合経済対策の中で今年を取りやめということで、平成四年度は株の上場はあきらめたわけでございますが、平成五年度になりましたら、市場の条件が許せばできるだけ早く上場をいたしまして、債務の返済に充てたいと考えているところでございます。

○遠藤(和)委員 土地の方も、地価が高いときは売りに出すと周辺の地価がさらに高騰するといふので売れないし、安くなるとまた売りにくくなるということ、いつまでたっても処分ができない。そして、いたずらに金利はふえるということになると、これは最終的には、今の一千億の話から延長してこういう話になったのですけれども、一千億入れても、お金に色はついてないわけですから、長期債務がふえるばかりですね。

そうすると、それは旧国鉄の中の自助努力だと言っているけれども、最終的には国民に負担をお願するということ、そして、これはどう見ても自助努力という範疇の中に書くべき問題じゃなくて、自助努力がこういう、そして各制度間で調整はこをしてもいいと思います、そしてまた国民に負担を願うところはこをこでございませぬ、こういうふうに着いた方が正直な書き方じゃないのかな、このように思うのですが、そういう書き方はやはり「等」でいきますか、将来も。

○五味説明員 どういう書き方でなければいけないか、ということではございませぬけれども、性格を申し上げますと、清算事業団の特別負担、これは最終的にはおっしゃるとおり国において処理すべき債務というものの増加につながるものでございませぬけれども、先ほど来申し上げましたような広く国鉄の関係者の一員というものは、国鉄といふものを管理監督する責任を持っておりました国といふものも含まれているわけでございます。国としてもこうした形で鉄道共済年金対策の一翼を担っているという意味合いもございまして、最終的に国において処理する債務の増につながることはおっしゃるとおりでございますけれども、そういった意味合いも込めまして、関係者全体の努力

の一つという位置づけをしておるわけでございませぬ。

○遠藤(和)委員 大蔵省にも一言言いたいので、すけれども、ことしの予算書を見ても、いわゆる隠れ借金というのは隠れてしまつて、予算書の中にあらわれてこない。これは非常に不明朗な予算書の書き方だと思つて、隠れ借金は以上のとおりでございませぬという資料を総括説明書の中に添へるべきだと私は思つて、どのようになつていられるのかと聞いたら、予算書には入つていませんけれども、ちゃんと資料を持ってきました。これから入れてもらいたいと思つて、

細かくたくさんあるのですけれども、我が厚生省関係の国庫負担の繰り入れを後に回すとか、いっばいあります。後年度の処理方法が法律で定められている措置とかあるいは政管健保の国庫補助の繰り入れ特例、今回もやりましたけれども、そういうものを全部合わせてしまつと十一兆円。そして、ただいま問題にいたしました清算事業団の持つ長期債務が二十六兆円で、三十七兆円ぐらゐの隠れ借金が残つていられる。これは予算書の中に書いていませぬ。それから、当然のことですが赤字国債が百八十兆円あるのですけれども、こういうものがどのようにならざるべきか、というものを国民は心配しております。私も心配しております。こういうところをはつきりしていただかないと、フローの部分だけで予算書を見るのではなくて、ストックの部分も含めて予算の審議をしないと本当の国家財政のあり方という審議にならない、こういうふうに思つて、

きょう話しているところもそういうふうなスタンスで言っているのです。要するに、今たちまち困つていられる鉄道をどうしように助けて、すといふフローの部分の議論はわかるのですけれども、それによつてストックの部分ではこんな借金が増えつたんだ、それをどうするんだという議論は全くない。これでは非常に無責任な議論だと私は思つて、したがつて、この二十六兆円についてどうしていくのかという考え方を

提示していただけないと、一千億が妥当か妥当でないかという答えが出ないのです。わかりませぬか。ぜひこの二十六兆円をどうするか考えてください。

○鶴野説明員 清算事業団の長期債務二十六兆円につきまして今後どうしていくのかということでございます。

平成四年度首で二十六・四兆円となつておりますけれども、その償還は国鉄改革の繰上げといふ意味でも大変重要な問題だと我々は考えております。不動産や株式につきましては、先ほどからいろいろお話をありますように、それをめぐる環境が大変厳しい中でございませぬけれども、今全力を挙げて取り組んでいられるところでございませぬ。

土地につきましては、例えば昨年八月の総合経済対策に基づきます地方公共団体等による清算事業団用地等の先行取得をしやすいための促進策の導入、それから清算事業団用地を地方公共団体等に売却する際の要件の緩和、さらには地価政策との調和を図りつつ、土地を処分するための上限価格つき入札の対象範囲の拡大等を行つて、関係省庁の協力も得つつ、現在努力をしておりますところでございます。

また、J R株式につきましては、先ほどもちよつと話がありましたように、本年度は売却が見送りになりましたけれども、証券市場の動向を見ながら五年度には売却、上場を行いたいと考えております。これらによりまして長期債務をできる限り減少させたいというのが我々の考えでございまして、今後とも一層努力をしてまいれる所存でございます。

○遠藤(和)委員 何かよくわからない、声が小さいから、聞いてもわからないというの困るわけだ、こういう法律の関係参考資料といふのがばあつとあるのだけれども、そういう肝心なところが何も書いてないのです。そういう問題がまさに国民から見ると大変関心のあることでございませぬ、そういう問題についてどういふ展望がございませぬか、そういうふうによつていませぬと

か、何か一言ぐらい、一枚ぐらい資料の中につけてください。これは大変不親切な資料ではありませぬか。この資料をまとめたのは厚生省ですか。ちよつと資料が不足しているのではありませぬか。これは社会保障制度審議会に出した資料です。公的に発表されている資料です。

○山口(剛)政府委員 制度審に御提出をいたしました関係資料につきましては、私どもとしては精いっぱい工夫をいたしまして、これで制度審でも御議論をいただいたわけでございませぬけれども、別途必要な資料がございませぬれば、鋭意私どもも努力をさせていただきますと思つて、

○遠藤(和)委員 では、鉄道共済のことばきょうはこのぐらゐにしておきます。清算事業団の皆さん、ありがとうございます。

年金の一元化に対する考え方をここで聞きたいのですが、平成七年に完了するのだ、こういうことと進めているのだということですが、先ほど社会保障制度審議会が三つのパタンといふものを提案をしました。一つの提案は完全な一元化、それから二つ目が民間の方と公務員の方を分ける、それから三つ目が制度間調整を行う、こういうふうなパタンであったと思つて、厚生省が今どこでどのようにならざるべきか、という議論をしていられるのかということ、この社会保障制度審議会が示した三つの案のうちどの案に厚生省の考えは近いのか、それから厚生省案を最終案として出すのではなくて、いわゆる中間報告のような形で国民に公表するのか、この辺を聞きたいと思つて、

○山口(剛)政府委員 私どももいたしましては、公的年金制度の一元化につきましては、先ほど申し上げましたけれども、公的年金制度全体の長期的な安定が図れる仕組みであるかどうかということ、給付と負担の両面にわたつて公平なものにしていきたい、また国民のサービス、業務量の効率化に資するような制度にしていきたい、そういうことで、平成七年を目途にして、これまでも

基礎年金をつくりたり、また今回議論をしていただいている制度調整等、着々とこの目標に向けて努力をしてきたつもりでございます。

したがって、この一元化の理念のもとにふさわしい仕組みをどうしたらいいかということをごさいます。現時点では御指摘のありました数理部会の御報告がございませうけれども、これはいわば年金数理の観点から見たモデル的な考え方としてこういう整理ができるということで、これも必ずしも各制度の関係者が議論をして、こういうものがあるというようなことで結論が出たわけでもございませうし、先ほど来指摘をしておりますようにそれぞれに長短がございませう。

したがって、私も今、年金審議会で国民年金、厚生年金の全体の洗い直しをしておりますけれども、その中の一番大きな課題として、一元化問題についても厚生年金、国民年金の立場から言及をしていきたいということで御審議をいただいております。この御審議の結論を遅くとも秋までには出していただきたいということで私もお願いをしておりますので、現時点で私も具体的な案は持ち合わせておりませうけれども、先ほど申し上げました一元化の理念により近い、現実の問題ですから理念どおりにまいる部分もあるかと思っております。それにより近づきような方向で案をまとめていきたいという気持ちでございます。

○遠藤和委員 社会保障制度審議会の数理部会の皆さんのお話では、年金に対するデータが古く使っている物にならない、数理部会が数字がわからなくて出さざるを得ない、こういうことをおっしゃっていただければいいですね。この年金の一番新しいデータというものをディスクロージャーをするということは非常に大事なわけですよね。そういう専門部会でさえ新しい資料が入手できない状況の中で、正確な議論ができるはずはないわけですから、年金に関する資料の開示、正直に厚生省は今持っている資料をこの委員会に出す

なり公表するなり、こういうことをぜひやるべきだと思っておりますが、どうですか。

（委員長退席、山口（俊）委員長代理着席）  
○山口（剛）政府委員 年金改正に当たりましては、先生御指摘のように、できるだけ情報公開をして、国民の皆さんの合意形成に資するというのは極めて大事なことでございませう。私も認識をいたしております。

したがって、私も今、年金審議会という資料を公開したいということで、当面、審議会からも御要請がございまして、五年ごとには財政再計算をしていくわけにございまして、六年に再計算の数字が出てくる、今まではそういうスケジュールでございませうけれども、この議論をする前に、今の新しい人口推計で仮に今の制度がそのまま推移をするとしたらどういふ状況になるのか、せめてそれくらいは議論の前提として提出をしてくださいという強い御要請もございまして、情報公開もこれだけございませうけれども、先生の御指摘の線に沿って、私も今後はもできるだけの努力はしてまいりたいと思っております。

○遠藤和委員 山口委員長代理に申し上げたいのだけれども、やはりこの委員会の中でも小委員会をつくるかと、この年金問題については議論をお互いに議員の間でできる、しかもそこには正確なデータを厚生省からいただく、こういう中でフランクな議論をできるようにしてもらいたいと思うのです。そうでなければ、いつも政府案がぼんと出てきて、さあどうしますかと、これじゃだめですよ。もっと国民に開かれた場で年金の議論をしましょう、こういうことが大事だと思っております。その辺のお取り計らいをぜひお願いいたします。

○山口（俊）委員長代理 わかりました。追ってまた協議いたしますが、よく承りました。  
○遠藤和委員 それで、一元化の問題と支給開始年齢の問題なのですが、これは本来別な

いくのでしょうか。それと、一元化になった場合に各保険者が持っている資産と人ですね、これをどうするの。そしてまた、それぞれの制度が持っている自助努力というものをどのように担保していくのか、この辺の問題が非常に大事だと思っております。この辺についてはどういふ考え方を持っていますか。

○山口（剛）政府委員 私どもが今抱えている非常に大きな問題が一元化と支給開始年齢の問題でございませうけれども、これは本来テーマとしては別なことだと思っております。しかし、支給開始年齢の問題にいたしましても、各制度同時にそういう方向に向けても引き上げをするということであれば、行かなければならない。また、制度の仕組み方につきましても、公的年金制度全体で整合性がとれたものでなければならぬということで、一元化の問題にも関連はしてくると思っております。そしてまた、一元化の問題が解決すれば年金制度の問題がほとんど解決をするということではなくて、やはり全体の一元化の問題と、それぞれの制度が抱えている、年金は助け合いの制度ですから、受給世代と現役の世代とのバランスをとるといふ努力を要するところ、どちらかといえば現役世代と受給世代のバランスをどうとっていくかという問題であろうかと思っております。

しかし、本来別のテーマではございませうけれども、今申し上げましたように関連をするテーマでもございませうので、先ほど申し上げましたように、この二つの問題についてはそれぞれ並行して議論を進めていきたいと思っております。

○遠藤和委員 今の後半の部分の答えがなかったのだけれども、まあよろしい。  
厚生大臣お帰りになりましたから聞きたいのですが、年金生活者が公定歩合が下がっているのが大変だということで、先般大臣に厚生大臣が福祉定期貯金の拡充を申し入れたということを新

聞の報道で知りました。これは実現しますか。  
○丹羽国務大臣 私は、金利が低下して年金の受給者の生活が大変深刻になってくる、こういうような配慮から二点について申し入れをいたしました。まず第一点は福祉定期の利率、期間の延長でございませう。それからもう一点は枠の拡大でございませう。

具体的に申し上げますならば、老齢年金受給者であっていわゆる所得のない方、まあ平たく申し上げますと非課税対象者、こういう方に限って枠の拡大をお願いしたわけにございませう。前段の問題につきましては、本来は平成五年の八月まででございましたけれども、平成六年の二月まで延長されたわけにございませう。後段については実現いたしております。

（山口（俊）委員長代理退席、委員長着席）  
○遠藤和委員 先ほど山口さん答えていたんですけれども、この福祉定期貯金制度で、年金局長です、四百五十万人対象者がいて二十万人が、と言っていましたけれども、これは数字が違う。正確に申し上げますと、対象者は五百五十万人、そのうち民間金融機関に預け入れられている件数、人数は五万件、件数五万四千件、それから郵便局は三万五千件、これは大蔵省の調べです。したがって、合計八万九千件。したがって、五百五十万人のうちわずか八万九千件しか使っていません。このPRを厚生省でぜひやるべきだと思っておりますよ、実際制度があるのに使われていないのですから。

そして、これは大蔵省や郵政省もやると言っていますけれども、これは金利を四・一五％に据え置きますと金融機関は損をするわけです。損をすることを自分からPRすることは余りないわけですから、これは厚生省として積極的にPRをすべき、こう思います。郵政省も何か福祉団体のところを回って宣伝しますと言っているんだけれども、これは厚生省がもっと宣伝すべきじゃありませんか。  
○山口（剛）政府委員 この福祉定期の制度につき



ましては、これはもとと郵政省なり各銀行なりが預貯金利の引き下げに伴ってこういう対応をするということでございますので、一義的には郵政省なり各銀行なりにPRもお願いをすることだと思っておりますが、御指摘のように、厚生省といたしましては年金受給者のためにできるだけこの制度が十分活用されるように、いろいろな機会を通じて周知に努めてまいりたいと思っております。

○遠藤(和)委員 年金福祉事業団の融資事業ですけれども、この平成五年度の予算編成に当たって、住宅資金ばかりではなくて教育資金や介護資金にも貸し出しができるように要請したのだけども、これは大蔵省の段階で実現しなかった。来年度も考えたい、このような意向のようですが、私はこの問題をここでもっと整理してやっただ方がいいんじゃないかと思うのです。教育資金というのは、何か高校、大学の入学金ばかりでなくて塾の費用まで全部対象にするとか、かなり幅が広がったんですね。こういうのはもう少し整理してやるべきではないのか、ほかにもそういう制度がありますから。

それからもう一つは、二十以上の学生が掛ける国民年金保険料についてです。これは二十以上になると大学生そのものが被保険者になるのですから、親が借りのじやなくてその学生自身が借りて後で払う、あるいはその間は年金福祉事業団が代替払いをして後で本人が返済をする、こういうシステムの方がより国民皆年金のシステムになじむのではないかと、このように考えますけれども、大臣、どうですか。

○丹羽国務大臣 先生御指摘のように、年金福祉事業団の現在の対象は住宅に限られておるわけでございますが、私どもといたしましては、入学であるとか教育的な問題、さらに介護の問題、こういった問題につきまして十分に整理いたしました、さらに要求を続けていきたい、このように考えております。

○遠藤(和)委員 それから、これは細かい事務的

なことなんですけれども、死亡の通知の問題なんです。一般の国民の皆さんが役場に死亡通知を出す、そうすると当然年金のそれぞれの関係者にも通知が行って自動的に年金はストップするのだ、こういうふうになれば非常にありがたい、便利だし、さやいけくない。出し忘れてしまうと後で還付請求されるわけですね。還付請求の事務も大変ですから、役場に出せば自動的に国民年金なりあるいは厚生年金がストップするような横の連携というのはできないものか、こう思うのですが、どうですか。

○佐藤(隆)政府委員 ただいまの御指摘の戸籍法に基づく死亡届を出せばそれで年金がストップになるように、こういうことでございますが、戸籍法に基づきます死亡届をいば他の行政制度である年金の届け出に利用しまして、直ちに年金の受給権を差しとめるということになりますと、それぞれ異なる行政目的に応じまして別個に運営されているそれぞれの制度でございますので、行政全般にわたる問題でございますので、慎重な取り扱いが必要であると考えております。

○遠藤(和)委員 最後に、きょうは農水省にきていただいておりますので、この質問をさせていただきますまして終わりたいと思っております。

農業者年金についてですけれども、この農業者年金に婦人の年金権を確立してもらいたいという要請がたくさんあります。この農業者年金がいわゆる経営譲渡年金であって、政策年金であるという性格はよくわきまえていられるのですけれども、実際に農業業をしていらつしやる御婦人の皆さんはこの農業者年金に入れない、したがって年金の給付も受けられないという問題があるわけです。この問題については、衆参の委員会の附帯決議でも、過去何回もこの婦人の年金権を考えまして、いまだに実現しないのです。これはぜひ実現するようにお取り計らいをお願いしたいと思います。どうですか。

○六章説明員 女性の農業者年金への加入の問題でございますが、先生御指摘のとおり、農業就業人口の中に占めます女性の割合は現在で約六割というところでございまして、農業生産の中でも重要な地位を占めているわけでございます。一方、農業者年金への加入状況でございますけれども、平成三年度末で五十三万人でございます。そのうち加入している女性でございますけれども、二万二千人ということで、加入者の割合では四割ということでございます。これは女性の場合、一般に農家に嫁いできまして農業に専従いたしましたとしても、不動産を自分の名前で取得するような機会が少なく、かといふようなことがございます。

そういった事情が影響しているかと考えておりますが、農業者年金への女性の加入促進につきましては、まず農業者年金そのものが御案内のとおり経営移譲、これは農地の権利を移動させるといふことでございまして、それによりまして農業経営の近代化、農地保有の合理化、これを目的として実施されているという政策年金でございます。また、農業に従事します女性の方々に對しましては、既に国民年金の上乗せ給付を行います。全国農業みどり国民年金基金が平成三年の五月から発足しております。

こういったようないろいろな事情も踏まえながら、総合的な観点から検討する必要があるのじやないか、そういうことが重要であると考えている次第でございます。農業者年金制度そのものにつきましましては、年金の被保険者数でございますが、受給権者数の見直しを踏まえまして、五年ごとに保険料とか給付水準の見直しを行っております。これが次回は平成七年ということでございます。これが女性の加入問題もその中に含まれて、各方面の意見も幅広く聞きながら検討してまいりたいと考えております。

○遠藤(和)委員 厚生大臣、今の農業者年金ですけれども、これについては官房長官も、御婦人との対話の中で前向きに検討したいというふうなことを言っているのじやないですか。しかも農業者

年金は厚生省も共管の制度でございますから、ぜひその辺の理解をしていただきまして、婦人の年金権を確立できるようにお取り組みをお願いしたい、こう思います。

○丹羽国務大臣 遠藤委員御指摘の農業者年金につきましては、今後の検討課題として十分に誠意を持って取り組んでいきたいと思っております。

○浦野委員長 見玉健次君。

○児玉委員 被用者年金制度間の費用負担の調整についての今回の改正案について伺います。午前中から何回か同様の問題が出てはおりますが、事柄が重要なので、多少重なることがあるかもしれませんが、厚生省の明快な御返事をお願いしたい、こう思います。

まず日本国有鉄道、名前のとおり日本国有鉄道、戦時輸送の増強という国策のもとに五十八万人に及ぶ新規採用を行い、戦後も旧満州鉄道の多数の労働者を受け入れる、こういった状態を続けてまいりました。その後一転して臨調答申に基づいて大規模な人員減らしが行われる。

端的に言いたいのですが、鉄道共済のこの財政破綻の責任は国と旧国鉄及びJR当局にある、そう考えるのですが、いかがですか。

○五味説明員 まず、人員の問題でございますが、戦後大量採用がございました。私の手元の資料では、昭和二十二年に六十一万人という人数に至ったのが最大のときだと思っております。その後、昭和二十四年には余剰人員の整理が行われまして、その時点で四十九万人という体制になった。

このことと現在の鉄道共済年金の財政の困難との関係でございますが、鉄道共済年金が発足をいたしましたのは昭和三十一年七月でございます。昭和三十一年七月の時点では、先ほどもちよっと申し上げましたが、既に現役の数は四十六万人ほどになっておりました。この状態が昭和四十一年代までずっと続くわけでございまして、昭和三十一年以前にこういった大量に採用されました

方の整理は一応終わっております。

こういう方たちのうち恩給の受給権のある方あるいは年金の受給権のある方、こういう方の給付、年金給付、恩給給付に要する費用につきましては、恩給については当然総理府の恩給局でございますが、鉄道共済年金の取支とは関係がございません。また、年金の受給権のある方につきましては、この部分の負担につきましては、追加費用ということで全額が事業主負担になっております。したがって、所要給付額に見合うものは追加費用として事業主から鉄道共済に入っておりますので、この点も鉄道共済の現在の財政困難との関係ということで申しますならば、直接の関係はないということになります。

ところで、もう一つの御指摘でございますいわゆる臨調答申に基づきます国鉄の民有会社化、こういったことに伴う人員整理というお話がございますが、この現在の財政困難の原因というのは、鉄道共済年金問題にこの制度調整事業を導入いたします際に有識者を集めて議論をしていただきましたその場におきまして、原因は主に二つある、一つは組合員の責めには帰し得ない原因であるということでございます。(児玉委員「簡潔に、だれに責任があるのか」と呼ぶ)産業経済構造の変化に伴う要員の減ということ、それからもう一つは運営上の問題があったということ、この二つであるということでございます。

そこで、この部分につきましては、まず当の共済組合の責めに帰し得ない産業経済の変化に対応するようにならなければならないということから、こういう問題は本来であれば石炭産業であれ何であれ、大きな産業のジャンルをカバーする制度があれば何ら問題は起こらなかったわけでございますので、負担の調整をとりあえずする、そして一元化につなげていくことでこういう問題を解決していく。また、組合の運営の方に問題があった部分については、これをその都度正をします、こういうことでございまして、だれの責任と申しますか、これはやはり産業構造の変化に対応

して人員の減をしていく、こういった企業活動としては当然の行動が単独で年金制度を運営しておりますために年金の破綻に結びついた、こういうことだろうと思えます。

○児玉委員 一九八九年の百十六国会で今の問題はかなり議論をしまして、今大蔵省の述べたようなそういう議論というのは、振り返ってみたらいいですけれども、非常に無責任だと言わなければなりません。国の政策に基づいて多くの労働者を抱えて、そして臨調、行革の答申に基づいて大幅な人減らしを進めていく、そういう中でこの事態が生まれているわけですから、少なくとも国鉄の労働者の責めに帰さないということは余りにも明白です。共済年金の組合の運営というのは労働組合だけでやっているわけじゃないのですから、合意を得て進めているのですから、その点は厳しく指摘をしておきます。

さて、今回の改正案でJR各社の特別負担、清算事業団の特別負担は据え置かれております。八七年度のJR各社の利益はたしか千五百三十八億円だったと記憶しますが、九一年度においては三千六十六億円になっております。JR各社の特別負担を増額すべきだと思えます。今、旧国鉄職員の方々とJRの現役の労働者、負担の厳しさからいっても、そして前回も議論しましたが、公的年金制度で例のないさかのぼって不利益を強いられる、こういうことが存在しているわけですから、JR各社の特別負担をこの際増額すべきだと考えます。いかがですか。厚生省の答えを求めます。

○山口(剛)政府委員 先生御案内のとおり、この制度は、御紹介をいたしました懇談会の御報告にもありますように、自助努力等を前提としながら、各制度が助け合って、とりあえず国鉄の赤字で年金の支払いが滞るといようなことがないようにならなければならないこと、この日本国鉄の赤字は気毒な面もあるのもっと縮小すべきではな

いかという御意見があると同時に、各制度もそれぞれ財政的には苦しい状況にあるが、公的年金の一角がそういうことで崩れるということがあってはならないから助けていこうということ、やっとならぬ線まで合意形成ができた。両者の接点の中で合意ができた。

その自助努力等の規模が千八百五十億円、JR各社の特別負担は一応従来どおりの二百二十億円でいこう、少なくともここ五年、六年はこういう数字でみんな協力しようではないかということ、接点が多かったというふうにも私も理解をしておりますので、この二年間各制度が協力をしていくという今回お願いをいたしております法案の成立にぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○児玉委員 一九八九年のときもかなり議論をしたのですが、国とJRの責任で行うべき鉄道共済の財政維持、それを旧国鉄労働者、JR労働者、そして今ちょっとお話があったけれども、多数の勤労国民に転嫁したものと私たちが日本共産党は反対いたしました。この法案に反対したのは参議院の連合と日本共産党でした。この改正案も法律の内容、仕組み、本質において変わりがありませんから、私たちは賛成できないということをお断りさせていただきます。

さて、この機会に年金制度について若干のことを御質問しておきたい、こう思います。岡山市の職員組合の調査、これは一九九〇年十月に公開されたものですが、その調査によれば、岡山市で保険料を払うべき人であって完全に払っていない人が三〇%を超えている。これに法定免除、申請免除を加えれば四四%となる。そして、岡山市にあつて適用漏れ者は一万数千人と予測され、これに保険料を払いたくても払っていない人たち、そういう人たちも加算すれば免除者を除いて四〇%以上の市民が未納者として存在している、こういう調査が明らかにされています。そこで、今全国において適用漏れ者ほどのくらい存在しているか、お答えいただきたいと思えます。

○佐藤(隆)政府委員 適用漏れ者の数についての御質問でございますが、国民年金の未加入者につきましては、特に人口が多くて転入転出の激しい都市部において把握することが困難でございます。その正確な数字は把握していませんところでございます。なお一層の適用対策の強化を図ってまいりたいと思っております。

○児玉委員 部長、正確な数字を把握していないとおっしゃるけれども、これは年金制度の今後にとつて非常に重要な要素となるものですから、的確な調査を行うべきだと思うのですが、いかがですか。

○佐藤(隆)政府委員 未加入者の把握でございますが、私も、この適用事務につきましては各市町村で行っていただいております。各市町村の住民基本台帳などの公簿などの突合によりまして、推計をするというふうなことで未加入者の把握ということをやっておりますが、これも先ほど申し上げましたように、人口の移動が激しいあるいは転入転出、そういうこと等いろいろございまして、ざつと平成三年度にそういう形で把握いたしましたいろいろな適用を進めたわけでございますが、それでも約百三十万人程度がまだ適用されずに残ったいわゆる未適用者、このようには一応考えているところでございます。

○児玉委員 百三十万人という人数が今出されましたが、的確な調査を速やかにやるように求めたいと思えます。次に、公務員の場合、これは何も公務員とは限らないのですが、御主人が退職されて、その奥さんが相当な比率で第三号被保険者の手続をしていないという指摘もあります。一号、二号、三号被保険者の記録を統一的に管理する体制をつくって、資格記録の変動等を一つの届け出で正確に掌握できるようにする必要があります。これは何もいわゆる年金番号制とか背番号制のことを言っているのではないので、今日の発達したデータ管理の仕組みを十分に駆使すれば可能だと思えます。いかがですか。

○佐藤(陸)政府委員 たいま御指摘のとおり、現在の年金制度の運営につきましては、制度加入等の手続につきましては加入者に届け出を課しておりまして、届け出がございませんと保険者サイドで情報を把握することができない、こういう仕組みとなっておりますし、また、それぞれの制度ごとに加入者に番号を付しまして記録管理を行っているということでございます。

今御指摘のような加入者に対するサービスと申しますが、そういうサービスの向上を図るためには、年金現業業務の一元化の重要な要素でもございまして、年金番号の一本化を図ることといたしまして、全制度共通の基礎年金番号を設定いたしまして、それをキーといたしまして各制度間で情報を交換する、そういう体制を整備する必要があると考えておりまして、現在その検討を進めているところでございます。

○児玉委員 社会保険審査会は、二十歳前に障害を受けて厚生年金加入六カ月未満の障害者に対して、国民年金を適用するという判断を示されまして、なぜ厚生年金を適用しなかったのか、簡潔に答えていただきたいのです。

○山口(剛)政府委員 このケースにつきましては、厚生年金については加入以後六カ月以上加入期間がないと障害年金は支給しない、前の古い制度でそうなっておったわけで、厚生年金からは年金は支給されません。しかし、そのケースについては、二十歳前の方でございますので障害福祉年金が出る可能性はないのか。それについては、法的には障害福祉年金は被用者年金の被保険者については支給しない、ほかの年金ももらっている人とか被保険者には支給をしない、法律上そういうふうになっているわけですね。

このケースについてもその条文に該当をして、私どもは障害福祉年金は支給しないという決定をいたしましたわけですが、審査会におきまして、この法律の被用者年金の被保険者に支給をしないという趣旨は、被用者年金の被保険者であればその制度でちゃんとカバーされるだろうから、それで支

給しない、そういう制度じゃないか、今回のケースのように支給されないということがはつきりしたら、障害福祉年金を支給してもいいのではないかと、こういうことで裁決が下ったという経緯でございます。

○児玉委員 今の御答弁との関係なんです、二十歳を過ぎて厚生年金加入六カ月未満の障害者の救済も、そのことも関連して今考えるべきじゃないでしょうか。いかがですか。

○山口(剛)政府委員 今回のケースは、具体的なケースについては条文等を適用して、このケースについてはそういう解釈をするのが適当だろうという御判断でございますので、私どもはとりあえずこのケースについてはその裁決に従うということにしております。

○児玉委員 これは検討課題にしたいでございます。私は思うのです。学生の年金の加入の問題も大きなかわりがあるのですが、私たちは学生の年金への強制加入の問題は、本来法的免除の措置を講ずべきだと考えております。在学時未納期間が二年あると、卒業後厚生年金に入っても四年間は障害がたとえ発生したとしても年金をもらえないいわゆる三分の二条項の問題ですね、これも私は国民から強い要望が出ていまして、これも私は直しの検討が必要だと思っております、いかがですか。

○山口(剛)政府委員 もともと学生に強制適用いたしました趣旨の大きな要素として、学生が障害で無年金になるというようなことがないようにならなければならない、これが大きな要因でもあったわけですから、私どももいたしましては、とにかく学生に必ず年金制度に加入をしていただくということ、徹底的な適用の促進を図っていききたいと思っております。

なお、先生御指摘のようなケースが出てくる場合がございます。今後の検討課題として、なるべくそんなケースが起らないようにするというのもまた一つの方向だと思っておりますので、勉強させていただきます。

○児玉委員 もう一つ、障害年金受給者が障害の程度が変化して、三年経過すると失権しますね。その後、障害が重くなったり別の障害が生ずる、こういう場合に年金を受給できない。この点についても改善の道を開くべきではないでしょうか。

○山口(剛)政府委員 御指摘の点につきまして、障害の状態というのは通常三年程度状況を見れば判断できるだろうということで今の制度ができていくわけですが、個々のケースでそれを当てはめることが不適当だということもあつてお聞きしておりますので、これもあわせて勉強させていただきます。

○児玉委員 最後に、一九九〇年に社会保険庁は、都道府県、市町村の協力を得て国民年金被保険者実態調査を行われたと伺っております。集計は終わつたでしょうか。これはぜひ公表していただきたいと思つたのですが、いかがですか。

○佐藤(陸)政府委員 御質問の平成二年度に行いました国民年金被保険者実態調査でございますが、これは集計を終わっておりまして、ただ、この調査は、国民年金の第一号被保険者の実態を把握いたしましたので、国民年金制度を適切に運営していくための参考となる内部資料を得るために企画されたものでございまして、この調査は総務庁の承認をとりまして承認統計でございますが、この調査は非公表を前提といたしまして承認を受けておりますので、公表は差し控えたいと考えております。

○児玉委員 年金についての国民の理解を得たいという先ほどの御答弁もありませんから、公表について検討することをさらに求めて、質問を終わります。

○浦野委員 柳田稔君。ありがとうございます。

○柳田委員 今回の法案の前身、読ませせていただきました。制度間調整事業、平成二年度から六年度までの五年間の措置、当初三年間で実施し、残った平成五年度、六年度、この間についても制度間調整をしようという案でございます。

将来の見通しについてでありますけれども、厚生年金等は今後二十年先の財政見直し、それなりのもので立てているというふうに思つておりますが、この鉄道共済の今後の見直しはどのように考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思つております。

○五味説明員 まず、平成五年度、六年度に關しましては、特段の自助努力なり制度間調整事業も行われませんが、年平均で二千八百二十億円の赤字が生ずるであろうと見込まれますが、今回のこの法律案が成立をいたしましたので、制度間調整の継続、さらに自助努力の継続ということが行われますと、若干の赤字は出るかもしれませんが、それほど、ほぼ収支は均衡するであろうと考えております。

また、平成七年度以降の財政の見直しでございますが、これは平成六年の財政再計算時に作成することになりますけれども、懇談会の御報告でも指摘されておりますように、成熟度の先々の推計から見ましても、先ほど申し上げましたような財政構造が急激に変化する可能性は少ないというふうに考えております。

なお、三十年という長い期間の推計でございますけれども、鉄道共済年金につきましては著しく成熟した状態に達しておりますので、財政再計算に關する特例措置というのが定められております。厚生年金のような長期にわたる財政見直しに基づく財政計画というのは作成しないので、向こう五年間の財政見直し、これに基づく財政均衡を図るよう、こういう規定が国家公務員共済法にございまして、これに基づく計算を行うことになりまして、これは、平成六年の財政再計算においてこういった計算をすることになるということでございます。

○柳田委員 ことしこの法案が通らなければ、一年間で二千八百二十億円の赤字だということでございます。これを単純計算してですけれども、二十年間続くとすることを考えますと、約六兆円ぐらいの赤字が出てしまふ。この制度をずっと続け

ていくということを考えれば、簡単に計算しますと二十年間で六兆円、ほかの制度ががぶらなければならぬという感じにもなるのです。

将来、いろいろ先ほど質疑があった中で、平成七年度には年金の一元化というのがあるわけでありまして、大変大きな山を越えなければならぬのでありますけれども、厚生年金ほかこの補助と

いいますか、お金を出している立場からいうと、一元化も大きな問題だけれども、二十年間で六兆円も金を出すのはたまったものじゃないという声も大変聞かれるわけなんです。先々のことを質問するのは大変恐縮かもわかりませんが、

一元化が成った場合の後も自助努力、さらなる自助努力、これは続けていくべきではないかと私は考えておるのですが、大蔵省としてはどのような御判断をお持ちなんでしょうか。

○五味説明員 先ほど来お話に出ておりますように、この制度間調整事業実施の前提が鉄道共済年金の自助努力でございます。したがって、現行と同水準で平成五、六年度についてはこれを継続することにはいたしておりますけれども、先々のことにつきましては、この制度間調整事業自体、公的年金一元化までの当面の措置という位置づけでございますので、自助努力と現在呼んでおります。この今後の取り扱いは、平成七年を目途にされております公的年金一元化の検討の中で検討をしていくこととございます。

○柳田委員 平成七年度に議論ということでありませうけれども、ざっと見て二十年間で六兆円ほかの制度が負担する。正直言つてたまったものじゃないというの、厚生年金とかいろいろほかのグループに入っておる皆さんの本音になるのではないかなという気がするのです。

ところが、一方、平成七年度公的年金の一元化という問題も控えておりました、この方向で行きますと給付と負担の公平化を図らなくてはならない。このJRの共済の問題、さらにはたばこの問題、いろいろ含まれます。先ほどは国民年金の問題も指摘されたわけでありまして、大変大きな

な課題を抱えながら平成七年度の公的年金一元化を迎える、給付と負担の公平化を図っていく。大変矛盾した中身にもなっておりますけれども、厚生省としてはこの辺の矛盾を含みながらの一元化、どのように公平化を図っていく所存なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○山口(副)政府委員 先ほど来申し上げておりますように、日本鉄道共済の問題も含めまして、公的年金制度全体としての長期的な安定を確保していかなければいかぬ、それから先生御指摘の給付と負担の両面にわたってできるだけ公平な制度にしていく、それから受給者にとりましてもサービスの向上が図れる、業務の効率化が図られる、そういう制度を目指しまして、これは大変御議論がございまして、難しい問題を含んでおりますけれども、そういう目標に向かって、平成七年を当面目途にして鋭意検討を進めさせていただきますと思っております。

○柳田委員 大変答弁の難しい質問をさせていただきました。この厚生委員会としてもやはり議論をすべきだ。データをもらいながら、いろいろな資料をもらいながら、どういふふうな方向へ向かった方がいいのか議論をすべきではないかということ、質問させていただいたわけでありまして、先ほど公明党の遠藤先生からも御提案がありました。社会党さんも同じような御発言の向きがあったかのように聞いておりますので、できればこの厚生委員会としても、自民党さんも御理解を賜りまして、私の方からも一緒にさせていただきたいと思っております。

もう一つですけれども、たばこ共済、こちらの方も大分赤字だというふう聞いております。たばこ共済の方の自助努力はどうなっているか、お聞かせ願いたいと思っております。

○五味説明員 日本たばこ共済組合につきましては、制度間調整あるいは自助努力というものを講じまさんと、平成二年から六年の五年間の平均で毎年二百十億円の赤字が想定されております。これにつきましては、自助努力で七十億円の、制度間調整で四十億円、こういう対策が講じられておりました。年金給付に支障が生じないということとございまして。

この自助努力の内容でございますけれども、一つは年金給付の見直しでございます。新規裁定年金につきましては職域年金部分を廃止をする、また同じく新規裁定年金につきましてはみなし従前額保障は適用しない、それから既裁定の年金につきましては職域部分のスライドを停止する、さらに六十歳未満の退職年金支給の新規発生は原則として廃止をする、こういったような給付面での見直しを行っております。この効果が約三十億円。

それから、保険料の引き上げを行っております。これは国家公務員共済と同じ幅で引き上げております。その結果、国家公務員共済よりも高い保険料率になります。平成元年の十月から一・二七％の保険料率を一・七〇％に、労使折半になります。引き上げております。この効果は約五十億円程度かと思われま。

それから、JT、日本たばこ産業株式会社の特例負担七十二億円を毎年いただくことにしております。これは、たばこ共済年金の一方の当事者でございまして会社に保険料負担とは別に特別の負担を求めたものでございます。その他、こういった対策を講じますと積立金水準等が維持されます関係で、運用収入など約二十億円ほど余分に出てまいります。これも充当する、こういう形になっております。

○柳田委員 私も国会議員になりました三年しかたっていないのですけれども、年金のことを勉強しますと、大変なことだな、このままやっていると果たしてどうなるのだろうかという気もいたします。我々としても精いっぱい努力をしたと思っておりますので、委員長のお力によりまして、

ぜひともこの委員会がいろいろな議論ができますように御尽力をお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○浦野委員長 以上で質疑は終局いたしました。

○浦野委員長 この際、日本共産党から討論の申し出がありますが、理事会の協議により、御遠慮願うことにいたしましたので、そのように御了承願ひ、直ちに採決に入ります。

内閣提出、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○浦野委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○浦野委員長 この際、本案に対し、粟屋敏信君外三名から、自由民主党、日本社会党・護国憲法連合、公明党・国民会議及び民社党の四派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。岡岡雄君。

○岡岡委員 私は、自由民主党、日本社会党・護国憲法連合、公明党・国民会議及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 日本鉄道共済年金の自助努力等については、次期財政再計算、公的年金一元化の検討の際に、その見直しを検討すること。

二 平成七年を目途として公的年金一元化

の全体像を可及的速やかに明らかにするよう、精力的に検討を進めること。その際、被用者年金各制度の関係者及び学識経験者から構成される審議の場を設けること。

三 年金制度に関する国民の理解を得るため、年金制度の現状と将来展望についての確かな情報を広く公開すること。このため、年金財政に関する報告書の作成等を検討すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○浦野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

〔賛成者起立〕

○浦野委員長 起立多数。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、丹羽厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。丹羽厚生大臣。

○丹羽國務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力いたす所存でございます。

○浦野委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○浦野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○浦野委員長 内閣提出、国民健康保険法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。丹羽厚生大臣。

国民健康保険法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○丹羽國務大臣 ただいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国民健康保険制度は、我が国の国民皆保険体制の基盤をなす制度として重要な役割を果たしておりますが、近年における社会経済情勢の変化や人口の高齢化により、低所得者や高齢者の加入割合が著しく高まるなど、制度の構造的な問題により、その運営は不安定なものとなっております。

このため、国といたしまして、こうした国民健康保険の現状等にかんがみ、当面緊急に講ずべき措置として、平成五年度及び平成六年度において、国民健康保険財政安定化支援事業の制度化等を行うことにより、国民健康保険の財政の安定化や保険料負担の平準化等を図ることを目的として、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、国民健康保険財政安定化支援事業の制度化であります。市町村は、国民健康保険の財政の安定化等に資するため、低所得者の加入割合が大きいことなど保険者の實めに帰することができない理由により国民健康保険の財政が受ける影響を勘案して算定した額を、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れることができることとしております。

第二は、保険財政基盤の安定化措置に係る国庫負担の変更であります。市町村は、国民健康保険の財政基盤の安定のための措置として、低所得者に係る保険料軽減相当額を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れ、これに対し国はその二分の一を負担することとされておりましたが、これを、政令で定める基準により算定した額に改めることとしております。

なお、国庫負担の変更に伴う地方財政への影響

額につきましては、その全額について、所要の地方財政措置を講ずることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、本年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十分散会

国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法の一部を改正する法律

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

12 市町村は、その行う国民健康保険の財政の安定化及び一般被保険者に係る保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この項において同じ)の負担の公平並びに市町村間における一般被保険者に係る保険料の負担の平準化に資するため、平成五年度及び平成六年度において、第七十二条の二第一項に規定するもののほか、一般会計から、所得の少ない一般被保険者の割合が大きいことその他の理由による市町村の實めに帰することができない理由により国民健康保険の財政が受ける影響を勘案して算定した額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができる。

13 平成五年度及び平成六年度における第七十二条の二第二項の規定による国の負担については、同項中「繰入金金の二分の一に相当する額」とあるのは、「繰入金金のうち、政令で定める基準により算定した額」とする。

附則

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

2 平成四年度以前の年度の国民健康保険法第七十二条の二第二項の規定による国の負担については、なお従前の例による。

理由

国民健康保険事業の運営の一層の安定化及び一般被保険者の負担の公平等を図るため、平成五年度及び平成六年度における措置として、市町村が国民健康保険の財政の安定化等に資するよう行う国民健康保険に関する特別会計への繰入れ並びに国及び地方公共団体の負担による国民健康保険の財政の基盤の安定のための措置に係る国の負担の変更について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



第一類第七号

厚生委員会議録第四号

平成五年二月二十四日

平成五年三月十二日印刷

平成五年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇